

令和4年

双葉町議会会議録

第3回定例会

9月13日開会～9月16日閉会

双葉町議会

令和4年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (9月13日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に参加した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
報告第14号から報告第19号	8
議案第59号から議案第77号までの一括上程	9
議案第59号から議案第77号までの提案理由の説明	10
監査報告	14
一般質問	15
2番 小川貴永君	15
1番 山根辰洋君	17
5番 菅野博紀君	27
6番 岩本久人君	40
散 会	47

第 4 日 (9月16日)

議事日程	49
出席議員	50

欠席議員	5 0
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	5 0
職務のため議場に参加した者の職氏名	5 0
開 議	5 1
議事日程の報告	5 1
緊急質問	5 1
議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	5 4
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	5 7
議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	5 8
議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	6 2
議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	6 3
議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	6 4
議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	6 5
議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	6 6
議案第 7 2 号の質疑、討論、採決	6 9
議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	7 1
議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	7 2
議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	7 3
議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	7 5
議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	7 6
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	7 7
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	7 8
議員派遣の件	7 8
閉 会	7 8

4 双葉町告示第 2 0 号

令和 4 年第 3 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 2 4 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 4 年 9 月 1 3 日 (火)
午前 1 0 時

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和4年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月13日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第14号 専決処分の報告について
専決第14号 備品購入契約の一部変更について
- 日程第6 報告第15号 専決処分の報告について
専決第15号 備品購入契約の一部変更について
- 日程第7 報告第16号 専決処分の報告について
専決第16号 備品購入契約の一部変更について
- 日程第8 報告第17号 専決処分の報告について
専決第17号 備品購入契約の一部変更について
- 日程第9 報告第18号 専決処分の報告について
専決第18号 備品購入契約の一部変更について
- 日程第10 報告第19号 専決処分の報告について
専決第19号 備品購入契約の一部変更について
- 日程第11 議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第62号 双葉町児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第15 議案第63号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第64号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第65号 土地の取得について
- 日程第18 議案第66号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第67号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第68号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第69号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第22 議案第70号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第71号 令和3年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第24 議案第72号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第25 議案第73号 令和3年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第26 議案第74号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第27 議案第75号 令和3年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第28 議案第76号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第29 議案第77号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 一般質問

2番 小川 貴永 君

1番 山根 辰洋 君

5番 菅野 博紀 君

6番 岩本 久人 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、作本信一君、4番、石田翼君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月7日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月16日までの4日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの4日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 皆さん、おはようございます。令和4年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

7月3日、富岡町をメイン会場としまして、令和4年度双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは、野球、バレーボール、剣道、バスケットボールに出場しました。双葉町チームは、バレーボールが優勝、バスケットボールが準優勝など、見事な成績を収めました。選手の皆さんの力強いプレーに大変勇気づけられたところであります。

7月15日には、松野内閣官房長官、また7月30日には公明党東日本大震災復興加速化本部が町内を視察され、その中で特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について、復興のスタートに立つ双葉・大熊両町への重点的サポート、福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導、ALPS処理水をめぐる責任を持った対応について、重点的に要望いたしました。

さらに7月26日には、自由民主党東日本復興加速化本部、環境省、復興庁、経済産業省を訪問し、大熊町と合同での要望活動を行いました。

7月23日から25日にかけて3日間、国指定重要無形民俗文化財、相馬野馬追が南相馬市で3年ぶりに通常開催されました。浪江町内で標葉郷の出陣式が行われ、双葉町騎馬会からは7騎の騎馬武者が出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場地向けて進軍され、甲冑競馬、神旗争奪戦などに参加し、無事に凱旋いたしました。

8月27日、JR双葉駅前に整備中でありました双葉町役場の新庁舎が完成し、関係者の皆さんを招待して開庁式を開催しました。今後、役場庁舎を中心にさらなる町の復興を進め、町民の皆さんに親しまれながら、多くの方々との交流が深められる拠点となるように努めてまいります。なお、9月5日から新庁舎で業務を開始し、11年5か月ぶりに町内で役場機能を再開いたしました。

平成29年9月に国から認定を受けました双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画により、おおむね5年をめどに同区域の避難指示を解除し、居住を可能とするため、放射線量の低減化や生活環境の整備、復旧などに取り組んでまいりました。避難指示解除に向けて、1月からは準備宿泊を開始し、5月から6月にかけて住民説明会を開催し、町民の皆さんのご意見などを伺い、その結果、国で定める避難指示解除要件が充足されたことから、議会の皆様に同区域の避難指示解除についてご了承をいただきました。それを受けまして、石井正弘原子力災害現地対策本部長、鈴木正晃福島県副知事、町側からは伊藤哲雄町議会議長と私の3者で、令和4年8月30日午前零時をもって、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除することに同意し、その後7月26日に国の原子力災害対策本部にて同区域の避

難指示解除が決定されました。

一方で、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取扱いについては、昨年8月に国の方針が示され、帰還意向の調査が今年夏に行われることから、5月から6月にかけて住民説明会を併せて行いました。その後、7月から8月にかけて特定復興再生拠点区域外帰還困難区域の帰還、居住に向けて、対象となる行政区の町民の皆様と意見交換会が行われたところです。8月には、調査対象の方々に意向確認調査書類が郵送されましたので、今後ご意向が取りまとめられた後に、除染範囲等の調整が行われることとなります。

特定復興再生拠点区域が避難指示解除される前日の8月29日には、双葉警察署浪江分庁舎双葉駐在所の開所式が執り行われました。福島県警察本部、双葉警察署、そして双葉警察署浪江分庁舎の皆さんの尽力により再開することができました。町の防犯の要である駐在所の再開は、町内に帰還し、生活される町民の皆さんにとって、安心、安全のためにも大変心強いことでもあります。

特定復興再生拠点区域が避難指示解除された当日、8月30日には、双葉警察署との共催により、防犯・防災パトロール出動式を執り行いました。出動式には、双葉警察署浪江分庁舎のほか、浪江消防署、双葉町消防団本団並びに浪江地区防犯指導隊双葉分隊、そして本町の町内巡回パトロールを担っていただいている事業者の皆さんのご参加をいただきました。また、当町にとって11年5か月ぶりに地元へ帰還する記念すべき日に当たり、福島県警察音楽隊の皆さんによる演奏が行われ、出動式に花を添えていただきました。出動式に当たり、私からこれまで防犯、防災対策を担っていただいたことに対し感謝を申し上げるとともに、改めて町民の皆さんの帰還、居住が進んでいく中で、防犯、防災面でしっかりと双葉町を守っていただくように、巡回の強化をお願いしたところです。

9月4日、南相馬市において、第75回福島県総合体育大会県民スポーツ大会相双地域大会が開催されました。双葉町からは、壮年ソフトボール、9人制バレーボールに出場しました。天候にも恵まれ、選手たちの元気あふれるプレーで壮年ソフトボールが3位、9人制バレーボールが2位という成績を収められました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告が6件となります。提出議案につきましては、条例の一部改正が5件、町道路線の廃止が1件、土地の取得が1件、令和4年度補正予算（案）が5件、令和3年度決算の認定が6件、教育委員会委員の任命が1件、合わせて19件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎報告第14号から報告第19号

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、報告第14号から日程第10、報告第19号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、報告第14号から報告第19号までを一括議題といたします。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 報告第14号 専決処分の報告について、専決第14号 備品購入契約の一部変更についてであります。これは令和4年4月22日、令和4年第2回双葉町議会臨時会において議決をいただいた双葉町仮設庁舎備品購入(その1)につきまして契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第15号 専決処分の報告について、専決第15号 備品購入契約の一部変更についてであります。これは令和4年4月22日、令和4年第2回双葉町議会臨時会において議決をいただいた双葉町仮設庁舎備品購入(その2)につきまして契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第16号 専決処分の報告について、専決第16号 備品購入契約の一部変更についてであります。これは令和4年4月22日、令和4年第2回双葉町議会臨時会において議決をいただいた双葉町仮設庁舎備品購入(その3)につきまして契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第17号 専決処分の報告について、専決第17号 備品購入契約の一部変更についてであります。これは令和4年4月22日、令和4年第2回双葉町議会臨時会において議決をいただいた双葉町仮設庁舎備品購入(その4)につきまして契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第18号 専決処分の報告について、専決第18号 備品購入契約の一部変更についてであります。これは令和4年4月22日、令和4年第2回双葉町議会臨時会において議決をいただいた双葉町仮設庁舎備品購入(その5)につきまして契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第19号 専決処分の報告について、専決第19号 備品購入契約の一部変更についてであります。これは令和4年4月22日、令和4年第2回双葉町議会臨時会において議決をいただいた双葉町仮設庁舎備品購入(その6)につきまして契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

○議長(伊藤哲雄君) 以上で報告第14号から報告第19号までを終わります。

◎議案第59号から議案第77号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第59号から日程第29、議案第77号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第77号までを一括上程いたします。

◎議案第59号から議案第77号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第59号から議案第77号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。が、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、地方公務員も同様に改正を行うため改正するものです。

議案第60号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてであります。が、戸籍法の一部改正に伴う証明書の広域交付に対応するため、一部証明書について、東日本大震災により被災した者に係る手数料その他の徴収金に関する特例から削除するものです。

議案第61号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正についてであります。が、東日本大震災による津波浸水被害等により維持管理の継続が困難であることから、両竹公民館の用途を廃止し、地区公民館設置条例から削除するものです。

議案第62号 双葉町児童厚生施設条例の一部改正についてであります。が、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、帰還困難区域に指定された避難が長期化したことにより、児童遊園として維持管理の継続が困難であることから、広町遊園地及び新山遊園地の用途を廃止し、双葉町児童厚生施設条例から削除するものです。

議案第63号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正についてであります。が、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことに伴い、町民の皆さんの帰還により居住が進むことから、町内での火災発生時の初期消火等へ対応するため、消防団に新たに機能別団員を配置し、その定員数や任用、報酬額の規定について改正するものです。

議案第64号 町道路線の廃止についてであります。が、中浜地区海岸防災林事業並びに福島県復興祈念公園整備事業に伴い町道路線を整理するため、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するものです。

議案第65号 土地の取得についてであります。が、中野地区復興産業拠点整備事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ14億6,817万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は234億1,434万3,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、特別交付税の減により1,943万7,000円を減額いたしました。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費や福島再生加速化交付金の増などにより5,270万6,000円を追加いたしました。

県支出金は、福島県議会議員補欠選挙費の増などにより1,651万2,000円を追加いたしました。

繰入金は、東日本大震災復興基金の増などにより5,982万2,000円を追加いたしました。

繰越金は、前年度繰越金として13億5,430万8,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、新規関係人口創出情報発信等業務委託料や福島県議会議員補欠選挙費の増などにより9,412万5,000円を追加いたしました。

民生費は、介護保険特別会計繰出金の増などにより7,320万9,000円を追加いたしました。

衛生費は、4回目の新型コロナワクチン接種やオミクロン株対応型接種に伴う予防接種業務委託料の増などにより3,271万7,000円を追加いたしました。

商工費は、双葉町東地区商業施設整備事業費の増などにより1,322万5,000円を追加いたしました。

諸支出金は、財政調整基金積立金や福島再生加速化交付金の増などにより7億1,303万5,000円を追加いたしました。

継続費として双葉駅東地区商業施設整備事業を設定いたしました。

また、債務負担行為として、産業交流センター指定管理業務委託を設定いたしました。

議案第67号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ6,473万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億5,759万9,000円となります。

歳入は、一般会計繰入金に100万2,000円、繰越金に6,373万2,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費100万2,000円、基金積立金に4,000万円、諸支出金に国などへの返還金232万6,000円を追加いたしました。

議案第68号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,589万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億6,694万8,000円となります。

歳入は、一般会計繰入金に22万7,000円、前年度繰越金に3,566万8,000円を追加いたしました。

歳出は、下水道総務費に22万7,000円、下水道維持費に28万9,000円、予備費に3,537万9,000円を追加いたしました。

議案第69号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,202万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億9,918万1,000円となります。

歳入は、国庫支出金に28万1,000円、繰入金に3,331万2,000円、繰越金に843万6,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費に128万9,000円、諸支出金に国などへの返還金4,074万円を追加いたしました。

議案第70号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ6,250万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は2,798万6,000円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険料の減免により後期高齢者医療保険料6,290万4,000円、繰入金27万7,000円をそれぞれ減額し、繰越金に67万7,000円を追加いたしました。

歳出は、保険料減免により総務費27万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6,290万4,000円をそれぞれ減額し、諸支出金に一般会計繰出金67万7,000円を追加いたしました。

議案第71号 令和3年度双葉町一般会計決算の認定についてであります。令和3年度決算額は歳入歳出330億6,890万1,000円、歳出総額314億3,616万7,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は16億3,273万4,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源1億7,842万5,000円差し引いた実質収支は14億5,430万9,000円となりました。前年度と比較し、歳入が73億4,213万4,000円の増、歳出が71億943万3,000円の増となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。町税は13億5,453万2,000円で、固定資産税の増により前年度から1億8,718万円の増となりました。

地方交付税は16億5,440万6,000円で、震災復興特別交付金の減により、前年度から11億812万円の減となりました。

国庫支出金は118億4,806万9,000円で、福島再生加速化交付金の増などにより、前年度から85億3,270万7,000円の増となりました。

県支出金は15億8,471万9,000円で、常磐自動車道追加インターチェンジ整備交付金の増などにより、前年度から2億4,116万5,000円の増となりました。

繰入金は102億9,561万5,000円で、東日本大震災復興基金、福島再生加速化交付金基金などの基金からの繰入れを行い、各種事業に充当いたしました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。義務的経費は16億9,318万2,000円で、住民税非課税世帯等臨時特別交付金などの扶助費の増により、前年度から2億4,039万6,000円の増となりました。

投資的経費は65億9,243万7,000円で、中野地区復興産業拠点整備事業や常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業の減などにより、前年度から9億3,910万3,000円の減となりました。

その他の経費は231億5,054万8,000円で、福島再生加速化交付金等の基金積立金が増となったため、前年度から78億814万円の増となりました。

議案第72号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。令和3年度決算額は、歳入総額13億6,601万6,000円、歳出総額13億228万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は6,373万3,000円となりました。

歳入は、県支出金が11億1,290万2,000円で、歳入総額の81.4%を占めており、国庫支出金が9,498万

円となっております。また、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金は1億110万7,000円で、前年度と比較すると514万1,000円の増となりました。

歳出は、保険給付費が9億6,129万3,000円で、歳出総額の73.8%を占めており、次いで国民健康保険事業費納付金が2億8,016万8,000円となっております。保険給付費を前年度と比較すると3,831万9,000円の増となっており、被保険者1人当たりの保険給付費の支出額は46万7,783円で、前年度と比較して3万3,033円の増となっております。

議案第73号 令和3年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。令和3年度決算額は、歳入歳出総額ともに222万9,000円となりました。前年度決算額296万8,000円に対し、73万9,000円の減額となっております。

歳入については、全て一般会計からの繰入金となっております。

歳出については、公有林整備事業費の森林国営保険料が52万円、公債費の借入町債残高561万2,000円の元利償還金170万9,000円を支出しております。

議案第74号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。令和3年度決算額は歳入総額21億8,642万4,000円、歳出総額が20億5,434万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億3,208万円となり、翌年度に繰り越すべき財源9,631万2,000円を差し引いた実質収支は3,576万8,000円となりました。

歳入は、災害復旧費国庫負担金が7億5,134万4,000円、一般会計繰入金が10億7,354万3,000円、繰越金が3億3,466万6,000円となっております。

歳出は、下水道総務費が1,672万4,000円、下水道維持費が2億7,227万9,000円、下水道建設費が5億7,300万1,000円、公債費が下水道事業元利償還金1億3,519万1,000円となっております。

議案第75号 令和3年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。令和3年度決算額は歳入総額10億4,304万円、歳出総額10億3,446万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は857万6,000円となりました。

歳入は、災害臨時特例補助金、国庫支出金が4億6,022万円、支払基金交付金が2億2,671万1,000円、繰入金が一般会計からの繰入金など1億3,241万3,000円、県支出金が1億3,296万8,000円となっております。

歳出は、保険給付費が7億9,844万5,000円で、前年度から756万3,000円の減となっており、歳出総額の77.2%を占めており、次いで国、県等の返還金など諸支出金が1億8,092万9,000円、地域支援事業費が4,048万2,000円、総務費が1,455万円、基金積立金が5万5,000円となっております。

議案第76号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。令和3年度決算額は歳入総額2,640万8,000円、歳出総額2,573万1,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は67万7,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金が2,341万9,000円で、歳入

総額の88.6%を占めており、次いで諸収入が236万3,000円、繰越金が62万5,000円となっております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が1,825万4,000円で、歳出総額の70.9%を占めており、次いで総務費が477万1,000円、保健事業費が207万9,000円、諸支出金が62万5,000円となっております。

議案第77号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。谷津田尊之委員が9月30日をもって任満期が満了となります。谷津田委員は、教育委員として2期8年間務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。このたびの改選期に当たり、谷津田氏から後進に道を譲りたいとの申出があり、新たに任命するものです。

新たに任命する小野田真澄氏は、人格が高潔で、平成28年4月から平成29年3月まで教育総務課長としての経験もあり、教育並びに文化スポーツ等に識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため議会の同意を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願ひいたします。

大変失礼いたしました。議案第66号で、10ページの商工費は、「双葉駅東地区」と申すことでしたが、「双葉町」と発言してしまい、「双葉駅」に訂正をさせていただきたいと思っております。

大変申し訳ありません。議案第71号で、「歳入総額」を「歳入歳出」と言い違えております。「歳入総額」で訂正をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま伊澤史朗君から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

提案理由の説明を終わります。

◎監査報告

○議長（伊藤哲雄君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

監査委員、石川雄彦君。

（監査委員 石川雄彦君登壇）

○監査委員（石川雄彦君） おはようございます。監査委員の石川です。総合審査意見での重点的な部分について述べさせていただきます。

まず、財政健全化指数のうち、実質公債費比率は3か年平均で4.4%、前年度より1.2ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大幅に下回っている現状にあります。

また、基金については、今後とも適切かつ効率的な運用に努めていただきたいと思います。

各事業において、その多くが国、県から交付される依存財源により執行されており、徐々に補助金

削減が現実化され、その対応を迫られております。国、県への補助金継続の要望と並行し、今後の自主財源のシミュレーションを行い、人員確保を計画的に進めていただきたい。特に技術系の課において正規職員が不足しているように見受けられます。

また、昨年度の審査意見書にもありますが、双葉町役場いわき事務所の入退庁記録簿を確認したところ、深夜または早朝まで残業している職員が散見されました。身体的、精神的負担を考慮し、労働時間の管理徹底をお願いするとともに、庁舎の施錠、解錠をした職員の把握ができるよう、入退庁記録の様式を変更するようお願いいたしまして、監査意見といたします。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 監査委員の報告を終わります。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第30、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号2番、小川貴永君の一般質問を許可いたします。

2番、小川貴永君。

（2番 小川貴永君登壇）

○2番（小川貴永君） 通告順位1番、議席番号2番、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の見直しについて伺います。原子力損害賠償紛争審査会は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国の賠償基準等の見直しの必要性を検討するため、最高裁判所で確定した集団訴訟判決等について詳細に調査、分析を担当する専門委員として、法律の専門家を選任されました。今後町として被害を受けた公有財産などを再調査する必要があると思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の見直しについて、今後町として被害を受けた公有財産などを再度精査する必要があるのではないかとのおたただしですが、町が所有する土地及び建物につき

ましては東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に基づき、公共財物賠償として令和2年9月16日及び令和3年12月9日付でそれぞれ東京電力ホールディングス株式会社と合意書を取り交わしておりますが、議員おただしのよう、住民の集団訴訟で最高裁判所において、中間指針を上回る判決が確定しております。今後裁判の判決結果を踏まえて、原子力損害賠償紛争審査会による国の賠償基準見直しに向けた議論の検討状況を見ながら、公有財産の損害賠償について改めて精査する取組を行ってまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） 再質問なのですが、文部科学省のホームページのほうに大体原賠審の原子力損害賠償紛争審査会の議事録とか、そういうのがほとんどダウンロードできるので、こういうのを見ているのですが、まさに町民の皆さんにも見てもらいたいような内容のことが書いてありますので、その中で専門委員の方が、これ令和4年度の委員名簿のほうを見ますと、こういったものなのですが、弁護士さんの数が増えていまして、数を数えると弁護士さんで今委員のところを見ただけで218名と、それと法律関係の大学の教授とか、そういったのが5名という、かなりの数が増えていますので、この点も踏まえて精査してもらったほうがいいかなとは思っているのですが、そこでまた町長のほうに考えというのを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えいたします。

原賠審の委員の数、さらには今回の対応に関しまして弁護士の方が非常に多くなっているというご指摘でありました。我々としては、まず被災した住民の皆さんにしっかりと寄り添った対応、弁護士であるかないかということよりも、被災の実情、実態をしっかりと把握していただいて、被災者に寄り添った判断をしていただくというのが我々としては常にお願している状況でありますから、適時適切な対応をしていただくということをやっていただければと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ご答弁ありがとうございました。

では、次の質問をさせていただきます。次に、双葉町の国登録有形文化財の活用について伺います。双葉町長塚地区にあります旧三宮堂田中医院れんが蔵及び旧三宮堂田中医院診療所が国登録有形文化財として登録されましたが、町として今後どのように活用していくのか、また活用に当たっての課題等があれば伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 議席番号2番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

2、双葉町の国登録有形文化財の活用について、町の登録有形文化財の活用についてのおただしですが、令和4年6月29日に双葉町内では初となる国の登録有形文化財に登録されました旧三宮堂田中医院診療所及びれんが蔵については、大正後期から昭和初期に建設され、診療所として多くの町民

からなじみある建物であり、登録有形文化財とすることで景観を守り、昔ながらの双葉町を思い出させるものと考えております。

今後の活用につきましては、築100年の建物、すなわち文化財を活かし、またその価値を保ちながら、帰還された町民や町を訪れた方たちの交流の場として、また移住、定住を検討している方々への窓口となり、交流人口を拡大していきけるような活用方法を検討しておりますが、同時に課題ともなるのが登録有形文化財としての価値を損なうことのないように活用する必要があり、それらの課題についても文化庁など関係機関と協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ご答弁ありがとうございました。

今こういったことになりまして、双葉町の伝統文化というのは非常に残すのは大変な状況の中で、清戸迫に続いて2つ、国の文化財が双葉で登録されたというのは非常に頼もしいことであって、これから伝統文化財を残すということは非常に重要だなと思っておりますので、ぜひ今後もこういった検討のほうを期待したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問のほうは終わらせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位2番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

（1番 山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君） おはようございます。議席番号1番、通告順位2番、議長より一般質問の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問に入ります前に、まず一言申し述べさせていただきます。去る8月30日零時に特定復興再生拠点区域が避難指示解除となり、こうして双葉町で議会が開かれましては、町及び関係者の皆様、そして町民の皆様の震災避難からの様々な苦難を乗り越え、諦めず取り組んでこられた結果だというふうに思っております。そうした礎の上にまちづくり参加できること、大変うれしく思っております。もちろんまだまだ課題山積ではあると思っておりますが、ここからが大事だと思っておりますので、共に歩いていけたらと思っております。

では、質問に入らせていただきます。1番、自治会等の避難先コミュニティに対する今後の支援の在り方について。現在各避難先において、双葉町民が主体となり活動している自治会等のコミュニティがありますが、高齢化に伴う組織の担い手不足や、コロナ禍による活動減少によって、組織の縮小、解散の状況になってきています。このような状況を町としてどのように捉えているか、また避難先コミュニティの今後の支援について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、自治会等の避難先コミュニティに対する今後の支援の在り方について、自治会等の避難先コミュニティへの今後の支援についてのおたただしですが、本町の避難先での住民による自治会については、昨年度末には7自治会が活動しておりましたが、現在1自治会が解散し、現在6自治会となっております。しかしながら、議員おただしのとおり、新型コロナウイルス感染症が令和2年の春から拡大してからは、その活動がままならず、やむを得ず事業が縮小したままとなっております。また、以前より課題となっていた自治会会員の高齢化や若年層の加入が進まないことによる役員の世代交代もできず、担い手がないといった厳しい状況にあることに加え、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、役員の方が町内に帰還されることになり、役員がいなくなるといった話も聞いております。また、自治会が解散や休止をしたとしても、自治会とは別に有志で集まって交流を続けていきたいという声や、長年住んでいる避難先自治体に根を張ってしまったので、地元自治会に入っているといった声をいただいております。

こうしたことから、今後特定復興再生拠点区域の居住環境の整備が進むことによって、町民の皆さんの生活環境がより多様化することになることから、避難先コミュニティに関する意識や活動の現状を把握し、今後の支援の在り方や持続可能なコミュニティの構築について検討する際の基礎資料とするため、町復興支援員と共同でアンケートを実施したところです。現在アンケートを集計中ではありますが、自治会に所属している方が自治会に参加している理由として、趣味や楽しみ、そして町とのつながりを感じるためとしている方が多数を占めており、引き続き多くの方が参加したいという意向が示されています。

一方で、役員の担い手がない、役員、会員の高齢化については課題として認識されておりますが、自治会に参加しない方の理由は、興味がない、必要がない、忙しくて参加できないといった回答が多く示され、参加していなくても特に困り事や不安はないといった回答も多く寄せられております。今回のアンケートの集計後、その結果を踏まえまして、避難先での町民の皆さんのコミュニティへ今後どういった支援ができるか、検討してまいりたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問させていただきます。

4年前になると思うのですけれども、実は私が一事業者として自治会の支援の仕事をさせていただいたときがあって、実はこのような状況が起きることを4年前時点で危惧はしていて、強く提案をさせていただいたところもあって、なかなかそこは実現しなかったというところが、もう少し考えながら私もそのとき伝えればよかったなというふうなところもちょっと後悔もしているのですが、やはり町に戻ってまちづくりが始まった今だからこそ、避難先の自治会との関係性であったり、もともと避難先での孤立化、町民の皆さんの独力でやられてきたコミュニティだとは思っているのですけれども、やはりこれを機にコミュニティの再定義をしつつ、町としての支援の在り方というのも変えていくこともすごく重要なのではないかなというふうに思っているところでした。

実は、当時提案させていただいたのは、事務局の事務局みたいなところを町で整備をしながら、そこを枠にしながらか補助金の申請であったりだとか、企画の支援であったりとか、そういったことをすることで、町の帰属意識であったりだとか、町民が集まることで復興状況が伝わっていくというような、そんなような機能にもなっていて、やっぱり町に戻りたい、イベントに参加したいといった、そういった機運を改めて盛り上げるような、そんなようなものになっていくのではないかなというふうにも感じているところです。

また、自治会だけでなく、避難先のコミュニティの多様化、今おっしゃっていただいたような多様化であったり、持続可能なものにしていくというようなお話もあったと思うので、この辺り支援の在り方、周りの事業者も入っているとは思いますが、そういったところもうまく再定義しながら、新たな枠組みづくりをぜひ取らせていただきたいと思うのですが、その辺りも踏まえて、もう一度町長のお考え、方針というのをお聞かせいただけたら幸いです。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

今おただしのあった中身、我々も十分理解しているつもりでありますけれども、住民の皆さんの一番は高齢化に対する対応というのがなかなか遅々として進まないというのは現状でありますし、ただ後継としてそういった人たちより若い世代の人たちが関わっていただければ一番ありがたいのですが、なかなかそれも現状ままならないというのは事実であります。ご指摘ありましたように、事務局の事務局ということに関しては、これは今後いろいろと検討はしていかななくてはならないと思っておりますけれども、自治会の継続、さらには今後の取組に関しては、町も日々こういうふうな避難先自治体とか、コミュニティの関係は複雑多様化しておりますので、そういったものに柔軟な対応をしていくしか対応の仕方というのはないと思っています。ケース・バイ・ケースで対応していくというふうな考えを持っておりますので、今後自治会の皆さんともお話をする機会もあると思っておりますし、そういったものを聞きながら、行政としてどこまで関わるかということもしっかりと話し合いの中で見つけていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。すごくその辺り大変なところかと思うのですが、既存の今までの避難先、当初つくられた補助金の枠組みだったりとか、少しそういったいじれる部分もあるのかなと思うので、ぜひ柔軟な検討をお願いできたらなと思っております。

では、続いて2番の質問に行きたいと思っております。復興祈念公園整備に合わせた福島県との連携について。福島県では、当町及び隣接町にまたがるエリアに2025年度末の完成を目指し、復興祈念公園の整備を進めているところですが、この事業について町としての意見や要望を伝えるなどの連携を行っているのか。また、これらの整備に併せて、周辺の自然資源の活用や観光交流促進について検討を始めているのか、伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、復興祈念公園整備に合わせた福島県との連携について。

復興祈念公園整備に合わせた福島県との連携についてのおたただしですが、公園の基本構想や基本計画の検討調査有識者委員として、東日本大震災・原子力災害伝承館との連携や、園内を周遊する手段としてのモビリティ活用、多くの人々が集う魅力ある公園の整備など、国や県に対しこれまで様々な意見を申し上げているところです。

また、自然資源の活用や観光交流促進についてですが、今般策定した第三次双葉町復興まちづくり計画では、復興祈念公園に隣接する海沿いのエリアを活かしたアクティビティエリアとして整備する計画を示しております。復興祈念公園とアクティビティエリアと連携できるように、また東日本大震災・原子力災害伝承館や中野地区復興産業拠点をはじめ、町内に立地する企業及び関係団体との連携を図りながら、多くの方々に双葉町に訪れていただける仕組みづくりを検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

今連携という部分で意見を県のほうにお伝えをしているということは伺ったところなのですが、ぜひ公園整備の手法の部分についても何か提案であったり、意見を伝えていただきたいというふうに思っているところで、例えばなのですけれども、国道6号線沿いに慰霊碑が建てられていたりだとか、今彼岸花の移植を中間貯蔵施設の中の敷地内の彼岸花の定植、移植をされている町民の活動をされている方もいたり、そういった復興祈念公園という整備のプロセスの中で、すごく町民が関わられる余白はあるのではないかなと思っていて、ぜひその辺りを福島県との連携の中でつくっていただきたいというところで、まず1点、その辺りどういうお考えかというところをもう一度お伺いしたいというのが1点でした。

2点目が資源の活用ということで、やはり町にもかなり多くの声が寄せられているのかなと思うのですが、海の活用というところはすごく町民の多くの方が望んでいるところかなというふうに理解をしています。今中間貯蔵施設のエリアにもなっていたりだとかということもあるので、ぜひこの辺りの活用、今検討されているということはあったので、この辺りも町民の皆さんが参加できる余白のある部分かなとも思っているのですが、ぜひそういった参加型の整備というところをご検討、あとは県との接続にぜひトライしていただきたいと思うのですが、その辺り可能かどうかというか、方針をぜひお伺いできたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げておりますけれども、いろいろな対応というか、私も有識者検討委員に入っておりますので、今までは県で会議をして、そのほか専門の先生方との意見交換というか、そういうふうな会合がありました。残念ながらコロナ禍になりまして、それが途絶えているというのが現

状でありまして、約2年間、そういう開会がされておられません。一方では、県の復興祈念公園についての整備予定が、我々に示されているものとはちょっと進捗がはかどっていないような感じを見受けられますので、そういったことに関しても県のほうにはしっかりとそういうふうな旨は話をさせていただいております。

町として、まず先ほど彼岸花と慰霊碑の話がありました。これはいわゆる各論の部分になってくるのですけれども、これは今後の整備の中で復興祈念公園の有識者会議の中で各論の話になった部分で取り入れることは可能だと考えております。特に慰霊碑に関しては、6号線というよりも一番実際に直接亡くなられて、犠牲になられた方は、中野地区の方からよく言われているのは、手を合わせる場所が欲しいと。まさに慰霊碑、双葉町で津波で犠牲になられた方の慰霊をする場所というのはあってもいいのではないかとというふうに考えております。そういった部分で、中野地区の人たちの希望、要望もしっかりと受け止めて取り組んでいきたいと。一応予定ですけれども、中野地区は慰霊の辻ということで、そういうふうなポイントにはなっております。

また、さらには東日本大震災でこの福島県の復興祈念公園の特異性、いわゆる宮城県と岩手県と何が違うのか。それは、原子力災害がこの地にあったということが一番関連があるのだろうということで、委員会の中ではほかの地区ではいわゆる家畜、動物とかそういったものは犠牲になったというのは、津波でなくなった場合はあるかもしれませんが、このエリアに関しては生き残っていた家畜であったり、いろいろな動物が、いわゆる今後のことを考えたときに殺処分というふうなことが行われました。そういった犠牲になった動物の慰霊も含めてやったらどうかということも検討されております。これ実現に向けて取り組んでいくということと、町としてもしっかり復興祈念公園に関しましては回遊性、誘客、集客の部分でも相当大きなものになってくるというふうに期待しておりますから、そういったものをしっかりと取り組んでいくという考えであります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございます。

今2つの機能があるのかなというふうにご答弁を聞きながら私も思っていました。やはり町民の皆さんの憩いの場、もちろん慰霊の場という文脈と、産業としてのそういった整備の場というところで、この2つ、両軸でぜひいろいろご検討いただきつつ、県との連携を図っていただけたらと思いますので、最後一言申し添えました。

次の質問に行きたいと思っております。3、二次交通の仕組みづくりについて。町が二次交通として整備を進めてこられたシェアサイクルやカーシェアリングを利用し、東日本大震災・原子力災害伝承館やその近隣施設への来訪者が増えているかと思っております。これらの来訪者は、当町内だけではなく、広域的に周遊する方が多いと考えられ、他町村と連携した乗り捨て可能な自転車ポートやカーシェアの仕組みを構築することで、当町を起点とした来訪や滞在しやすさを生み出し、潜在的な訪問者層の掘り起こしやリピーターにつながると考えられますが、町のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、二次交通の仕組みづくりについて、町の二次交通の仕組みづくりについてのおたただしですが、ご指摘のとおり、現在町内には鉄道で来訪された方々の二次交通として、双葉駅にシェアサイクル及びカーシェアを用意しており、多くの方々にご利用いただいています。また、町としても人流の核である東日本大震災・原子力災害伝承館、産業交流センターへの移動手段の確保は、来訪者を増やすためにも重要と考えており、双葉駅と伝承館を結ぶシャトルバスを町の委託で運行しています。また、近隣の町につながる路線バスも運行しているところです。

本年8月30日に当町の特定復興再生拠点区域における避難指示も解除され、町の復興が本格化するとともに、これまで以上の来訪者や帰町される住民の方々の来訪が予想される場所です。こうした方々のご意見、ご要望等を踏まえて、町として移動の手段の充実に向けて何ができるか、検討してまいりたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

この辺り、やはり地域を越えての連携というのはすごく重要になってくるのかなと思います。さらに今町がこうして戻ってきたというところもあって、横の連携すごく作りやすい環境になっているのかなと思うのですが、まだ業務開始されて間もないと思うのですが、この辺り隣接町とのコミュニケーションというか、これに限ったことではないと思うのですが、もし何か進められていることがあれば、ぜひお伺いしたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

町として、今現在他町との連携のそういったものに関する取組というのは、浪江町と日産自動車、イオンとの連携協定ということで、双葉町に商業施設がありません。そういったもので、帰ってくる、戻ってくる住民の皆さんにご不便をかけておりますが、最低限生活必需品を購入できるような移動販売、これはイオンさんとトヨタですけれども、世界で初めてと言われております水素の移動販売車を実施しております。

そういったことで、浪江とそういったような連携、さらには大熊とも当然いろいろな連携はしていかななくてはならないというふうに思っております。議員ご指摘のとおり、双葉町だけがという考えは毛頭ございませんし、近隣の自治体としっかりと手を取り合って取り組まなくては、この地方の復興というのはなかなか厳しいものだろうというふうに考えておりますので、そういったこともしっかりと肝に銘じて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。こういった需要のあるところから少しずつ連携を図っていくと、それ以外の部分の福祉だったり、医療だったりというところにも波及していくのかなと

思うので、ぜひこういった需要のあるところから連携を図っていくところをぜひ進めていただけたらうれしいなというふうに思います。

続きまして、4番の質問にいきたいと思います。4、伝統芸能及び芸術文化活動とこれからのまちづくりについて。神楽や踊りなどの伝統芸能及び太鼓やコーラスなどの芸術文化活動は、双葉町民の皆様が長い営みの中で育み、継承してきたものであり、双葉町を構成する要素として非常に重要なものだと考えます。まちづくりにおいて、これらの伝統芸能及び芸術文化活動の重要性についてどのように捉えているか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、伝統芸能及び芸術文化活動とこれからのまちづくりについて、まちづくりにおいて伝統芸能及び芸術文化活動の重要性についてのおただしですが、伝統芸能及び芸術文化活動についての重要性ですが、町民の心のよりどころの一つであると捉えており、町とのつながりを持つ重要な要素であると考えております。

また、歴史、伝統、文化の伝承として、復興まちづくり計画（第三次）にも盛り込み、町では現在保存継承に向けて動画撮影による保存や発表の機会の提供などを進めているところであります。また、芸術文化活動の新たな動きとして、有志で活動しているフタバアート・ディストリクトの壁画の作成や芸術文化を活用し、新たな地域の独自性を創出する復興の取り組みとして、経済産業省主導での福島浜通り映像・芸術文化プロジェクトが、双葉町を舞台に映画撮影、作品発表会などを実施したところです。

今後新しい芸術文化活動で、双葉町に訪れた方たちや興味を持ってくださっている方たち、また町民の方たちにも双葉町の伝統芸能、芸術文化活動を知ってもらう場、機会を設け、伝統芸能、芸術文化活動での交流人口や関係人口の拡大、町民の皆様のきずなの維持につながるような取組を検討していきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。今まちづくりにおいて、こういった伝統、芸術、重要であるというご答弁をいただいたかなという認識でおります。

その中で特に伝統芸能の部分になると思うけれども、地域がどうしてもこのような状況の中で失われつつあるというところで、やはりこれも少し1番目に質問させていただいたところとは近いと思うのですが、継承というものをある意味再定義をしないとなかなか残っていくのが難しいのかなというふうに考えているところでした。やはり皆さん地域があって、その中で興行して、特に神楽だと思えるのですが、地域を周りながら興行して行って、それが発表の場になって、練習の場になってという、本当に一連の営みの中でこれは育まれてきたものだと思っています。その営み自体が取り戻すのが難しい。もとあったものをそのまま戻すのは難しいというのが、ある程度どうしても出てきてしまうかなと思うのですが、その中でやはりどういう形だったら営みとして継続できるのか。

それこそ、例えばですけれども、仕事にしてみるとか、いろんな定義の仕方があると思うのですけれども、そういったところをまずは皆さんとコミュニケーションを図りながら、どういう方向性を模索していくかという、まずは議論の場づくりというのがすごく重要なのかなと思っていて、その辺りどんなようなことを今後検討できるかというところ改めてお伺いできたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

当然伝統文化というのは、これは次の世代に引き継がなくてはならないというのは重々私も理解しているつもりですが、一番難しいのは、これだけ広域に町民の皆さんが避難をしている。なかなか帰還の状況、意向調査ですけれども、帰還意向があまり芳しい数字ではないと。伝統文化である盆踊りであったり、神楽であったり、宝財踊り、いろいろなものがあります。これをどうやって継続させるかということ、やはり次の世代の人たちに引き継がなくては、これは残すことが不可能なのです。だから、それが一番議員もいろいろな活動をされておりますから、ご理解いただけるとは思いますけれども、なかなか実は担い手が育っていないとか、少ないというのが現状です。それをどういうふうに関後次の世代に引き継いでいけるかというのが、これ究極の問題だろうと思ってはいますが、何かいい方法があれば、我々もしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますが、今現状、特効薬的なものというのは残念ながらないのではないかとこのように感じています。いかにそういったものに町民の皆さんに関心を持ってもらうかという取組だと思っておりますので、今やってもらっているいろいろな伝統文化、芸能に関して、いろいろな場を捉えて発表とか、皆さんに見てもらえる機会をまず定期的につくっていくというのが、ある程度効果は期待できるのかなというふうに考えておりますし、そういったものでなるべく後継をつないでいきたいというふうに考えますが、現状なかなか厳しいというのはご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

このテーマ、本当に人が重要というようなテーマだと思っております。そういった意味でも、まずこの場でお話して、何か解決するというわけではないと思うので、ぜひ何かそういった、まず皆さんがどんな思いでいるかということ、私自身も1対1の関係性ではよく聞くのですけれども、やっぱり集団になったときにどういう化学反応というか、起きるかということも、まずはそういった場づくりとか、皆さんどう思うか、どう残していきたいかというような、その思いの集積というのをまずやったほうがいいのかなというふうに思っていて、ぜひそういった場づくりにトライいただきたいなというふうに思っています。さっきの事務局の事務局みたいなところにも近いのですけれども、企画をして、仕掛ける人が重要だと思っていて、そういった組織体なりなんなり、課をつくっていくような道筋を模索できるかというのかなとは思っていて、ぜひその辺りの可能性みたいなところをもう一度お伺いできたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、可能性といいますか、先ほど再質問の答弁でお答えしておりますが、どういうふうなやり方が一番ベストなのかというのはちょっと思い浮かびませんが、できる限り次の世代に引き継いでいきたいという思いは私も十分持っておりますし、今現在活動されている方たちも自分たちの代で終わりにたくない、次に引き継ぎたい、受け継ぎたいという思いは強いと思います。それを一つ一つ、今特効薬的なものはないですけども、何とか皆さんに関心を持ってもらうということが大切だと思っておりますので、そういったものをいろいろ皆さんからお聞きして、町として関わられることは関わって、継続できるような取組をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。この辺り本当に放っておいてしまうと多分失われてしまうものだと思うので、ぜひ踏み込んだ検討をお願いしたいなというところでした。

最後に、5番の質問に行きたいと思っております。近隣自治体の事例を活用したまちづくりについて、去る8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、双葉町は再生の第一歩を踏み出しました。双葉町は、避難指示が出された自治体の中で、復興再生始動が最も後発であるため、隣接町の経験を最大限活かしたまちづくりに取り組むことが可能です。また、近隣町との連携を図ることで、周辺町村の資源を活用したまちづくりも可能になると考えます。そのためには、広域的な情報収集、整理が必要であると思っておりますが、町として取り組む考えがあるか、お伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 5、近隣自治体の事例を活用したまちづくりについて、近隣自治体の先行事例を双葉町でも活用すべく、広域的な情報収集と整理が必要ではないかとのおたただしですが、近隣自治体との連携や情報の共有は、町としても極めて重要であると考えております。

情報共有の場といたしましては、双葉町村会が中心となってふたばランドデザイン幹事会を開催しており、双葉郡内の復興に関わる担当者がメンバーとなっており、情報交換の場となっております。また、経済産業省が主導し、作成した福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプランにおきましても、15市町村が意見交換を行い、交流人口を切り口としたまちづくりの広域的な情報収集、またワーキンググループを立ち上げて、より連携していけるよう進めているところです。また、近隣自治体と連携した取組としましては、浪江町と連携し、両町の課題であった買い物環境の確保として、移動販売事業を開始したところです。今後も町の復興のためにあらゆる機会を活用し、広域的な情報収集に取組ながら、連携して進めていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

近隣町及び被災自治体、東北3県も含めていろんな知恵があるのだろうなと思っております。その中

でどういう予算でどういうふうにそれを執行して、どんなアウトプットを使って、それが何をもたらしたかみたいなのところをすごく整理していくと、もちろんそれが横展開そのままできるものではないというふうには思うのですが、予算の使い方としてそれがどんな効果を及ぼすかみたいなのところが理解しながらカスタマイズしていくみたいなのがすごく重要なことというふうに思っていて、これちょっと前の質問、全体ともつながるのですけれども、何かそういった引き出しみたいなのことを整理されていくといいのだろうなというふうに思っているところでした。

その中で町長が今思いつくところでもいいのですが、例えば優良な事例、近隣町だけでなく、どの辺りの地域をベンチマークというか、優良事例として捉えていらっしゃるって、双葉町に取り入れたいなと思っているような、そんなエリアの事例、地域というのはどのようなところがあるかというのをちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、近隣自治体との連携、これは当然やっていかななくてはならないと思っていますけれども、私が全部理想というか、見習っていきたいということではありませんけれども、宮城県の女川町、こちらの町の復興というのが、同じく復興するということではないです。同じ復興するわけではないのですけれども、復興のモデルとしては非常にある意味理想型に近いなというふうに捉えています。

結局女川町の場合は、双葉とはちょっと違うのですけれども、津波で多くの住民の皆さんが犠牲になって、犠牲になったあの狭い、いわゆる扇状地ですね、あそこの中で町の復興を考えたときに、限られた土地しかないところをどういうふうに限られた土地を利活用するかということにスタートしているように感じました。通常は、ほかの宮城、岩手の津波被災の自治体というのは、大体防潮堤を造っているところが多いように感じていまして、女川町に関しましては防潮堤は造らず、また元の海の景観、女川の自然の景観というのを残して復興していると。ただし、津波被災地域、今後津波がもしあるとしたらこの辺までは上がるだろうという推定のエリアに関しては、日中の商業活動とか、いろいろな活動はいいですけれども、住宅のエリアとしては使わせないと。山が多いところですから、山を造成開発して、山のほうに高台移転ということで取り組んでいると。

そういったようなコンパクトなまちづくりという、我々もイメージしておりますけれども、そういったものに関して非常に先進的な取組をしている町ではないかというふうに感じております。あそこの商業施設であったり、また宿泊施設だったり、非常にアイデアといいますか、ほかの自治体ではやっていないことをやられているような感じはしておりますので、そういった部分、いいところは我々も利用させていただく、真似をさせていただくと。幸い、これはちょっと答弁とするのはおかしいかもしれませんが、女川町のご厚意で、女川町から職員も派遣してもらっていますので、いろいろなアドバイスをいただきながら、町の復興の取り組みをできているというのが現状であります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

今のような事例の、多分何がポイントで、何がよいかみたいところ、もちろん町長を含めて執行部の皆さんが理解をしていきながら設計、今後の予算執行をしていくということだと思うのですが、どういう目指すべき姿で施策を打っていったかというところの背景も含めて、いろいろ事例を収集しておく、皆さんのアイデアの引き出しになったり、どうしても小さく閉じ籠ってしまっているとなかなかアイデアが生まれてこなかったりする、少し広くそういった事例を見ることで、今後まちづくりをどうしていこうかというビジョンも作られてくるのかなとも思うので、復興計画第三次が作られていると思うのですが、もう少し町民の皆さんにも分かりやすいように、こういうところを目指していくのだというのを示していただけるといいのかなというふうに思ったので、その辺りもぜひ今後事例収集と、そこから生み出される組立てというのですか、そういったところもぜひ見えるような形にさせていただけたらなというふうに思いました。

ということで、以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） 通告番号3番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目に補償・賠償について。これまで何度も質問しておりますが、改めて質問いたします。これまでの町長の答弁で、原子力損害賠償紛争審査会の役割として、被害者救済のための最低限の賠償範囲を決めると言っています。それにもかかわらず、東京電力ホールディングス株式会社は、ADRなどの和解案を拒むなどの事例が出てきています。また、農林水産業者と商工業者での補償、賠償の違いなど、様々な問題がありますが、今後東京電力ホールディングス株式会社に対して行政としてどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、補償・賠償について。補償、賠償について今後どのように対応していくのかのおただしですが、東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力損害賠償に当たっては、原子力損害賠償紛争審

査会により原子力発電所事故による原子損害の範囲の判定等に関する中間指針が示され、原子力発電所事故による被害者の救済のために損害を類型化して、一律に賠償すべき損害や項目を示してきており、被害者の生活や事業の再建の速やかな再建に大きな役割を果たしてきました。

おただしのとおり、原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針は、賠償範囲の最低限の基準であります。一方で、福島第一原子力発電所事故後11年以上が経過し、賠償請求の内容も被害者の迅速な救済のために一律の目安を示す指針による大量の賠償手続から、一律の目安を超えた部分として類型化できない複雑になっている個別案件について、個別事情に応じたきめ細やかな賠償が求められるフェーズに変わっています。そのようなことから、原子力損害賠償紛争審査会としては、被害者の迅速な救済のために一律の目安を示す中間指針の役割と個別の案件について、それぞれの事情にきめ細かく対応していくADRの役割は異なっており、その2つが車の両輪のごとく調和しながら活動を進めていくことが、被害者の救済に役立つという姿勢であると説明しております。

おただしの東京電力がADRなどで和解を拒否している事例があるとのことですが、原子力損害賠償紛争解決センターから原子力損害賠償紛争審査会への活動状況報告によれば、和解成立は令和4年6月末での累計が約8割、令和3年に至っては7割を超える和解成立率で推移。令和3年での東京電力が和解拒否した案件はゼロ件、累計140件となっています。

同センターからは、申立て説明会の場などで被害者の方々に説明すると誤解が解け、申立てを希望する方は少なからずいらっしゃると聞いています。令和3年でも、初回申立てが約4割と、一定程度の割合を占めているため、被害者の中には正確な情報を得られないために、賠償請求に至っていない方も多いのではないかと推察されます。そのため、同センターでは、積極的に広報、周知活動をしていくこととしていましたが、コロナ禍で思うようにできず、状況に応じて適切に広報、周知活動をしていくと聞いております。

被申立人である東京電力が和解案を拒否したために和解仲介が打切りになった案件につきましては、令和3年はありませんでしたが、東京電力が和解案の受託を拒否した場合については、担当する仲介委員より東京電力に再度和解の受託を促すなどして、紛争の解決を目指すと考えております。しかし、東京電力は3つの誓い、最後の1人まで賠償を貫徹、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、和解仲介案の尊重を掲げ、最後の1人が新しい生活を迎えることができるまで被害者に寄り添い、賠償を貫徹すると宣言していることから、町民の皆さんの損害は漏れなく賠償を貫徹していただくのは当然であると考えております。この3つの誓いには、和解仲介案の尊重が含まれておりますので、東京電力には同センターが実施する和解仲介手続には真摯に、かつ柔軟に対応するように求めてまいります。

また、議員がおっしゃるとおり、農林水産業者と商工業者の賠償に違いはありますが、共通して言えることは、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速に行われるべきであると考えております。町としましては、県とともに農林水産業や商工業などの関係団体が構成員となっている福島県原子力損害対策協議会を通じて、引き続き国や東京電力への要望、要求活動を行ってまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これに関しては何回も質問させてもらっていますが、紛争審査会、略して言うとならば原賠償の皆様がどういうことをやっているかというのが、もともとこの裁判の結果、いろいろ最高裁で出た結果があるからやっているだけで、最初は本当は7月とか6月ぐらいにやるはずのものが延びて行って、8月末とか、コロナとかいろいろな影響があると思うのですけれども、原賠償の在り方というの僕はおかしいと思うのです。

町で要望しています。議会で要望しています。何もやっていません。何か変わっていますかと言ったら、多少の変わりはあると思います。最低限の基準を決めることに対してどれだけのことをやっているのですか。我々は国民であって、県民であって、町民です。被害に見合った最低限の賠償をつくるプラスというものはあるはずなのです。だけれども、結局世の中の世論を動かす報道とか、そういう等々があって、もらい過ぎだ、何し過ぎだ。でも、当町では本当に東電の事故の後始末、固体廃棄物から始まって。当町の場所にあったわけではない、近隣町村からも運び込まれて、いろんな面でご協力というよりも、手を差し伸べているにもかかわらず、ではそれをやっているかといったら何もやっていないのです。

もう11年と5か月になります。その間に、では何をやったかといったら、いいようなことをやっているふりです。では、この避難生活、11年5か月がどれだけのものかというのが本人たちには分かっていないというか、東京電力としては分かっていない。非常に悲しいなと思います。あの雑誌を読んだ中で、中間指針というのはあくまでも最低限のものを決めるだけであって、そこからの積み上げでしょう。みんなが同じはずではないというような内容の雑誌に書いてあった、最近8月に発行されたものが、これは正しいことを書いてあるな。あと、この前テレビであるタレントさんが言ったのは、私たちが使った電気だからこら辺に関わりたいた。老後はこら辺に、何とか住所は移せなくても貢献したいという方々もいるわけです。それに乗っかって、その人たちはお客さんだった。原因者の東京電力は、では何をしているかといったら、何をしています。収束作業だ、国から金を借りているから賠償はできない、言われていないからできない。そこの監視する上の機関である原賠償の委員の方たちも、集まって被害者救済、まともな賠償ではない、何しないというものに対して、では迅速に動いてやるのだったら分かりますけれども、そこにへいこら頭を下げること自体が僕は納得いかないのです。要望ではなくて、自分がやられたらどうするの。やっぱりこれ被害者もある程度入ってやらなくてはならないし、これ国が指導したり何とかする前に、ちゃんとしたこら辺の町村、私は双葉の議員なので、双葉町で言わせてもらえば、双葉町として交渉の弁護団等々も必要なのかなと思う。

もう避難生活はかなり苦しい方がいらっしゃいます。町は、双葉町に役場が、新庁舎できました。新庁舎なのか、仮設庁舎なのか、僕は分かりません。予算的には仮設庁舎と出ているけれども、今度は新庁舎となっているので、よく名前が変わるのは今の世の中のはやりなのでしょうけれども、そうではなくて、やっぱり避難している方々をどういうふうにかきと町として国、東電と闘うかという

ところが一つ必要だと思うのです。世界的に、日本的にというのも分かります。だけれども、ちゃんとやることをやらせないと、東京電力としてはもう黒字を出している会社ですから、きちっとした賠償もしないで。そういう会社にいつまでも何もしないのではなくて、ペナルティは与えるべきだと思います。やってくださいよと言ったことをやらないということは、これ普通であれば税金を払わなければ督促来たり、差押えされたり、何かいろいろされますけれども、そういうことは町で何か考えなくてはならない時期にもう来ているのではないですか、町長。もう何を言ってもやらないと思いますよ、東京電力さんは。

商工業者に対してもそうです。ある職業によっては、この11年5か月、全然関係なく賠償を頂いている職業もあります。それどころか、補償金までついています。7、8号機の給付までもらっています。農も入っていますけれども、商工業者はそんな補償金とかそういうのは一切もらっていません。それどころか、地元でこうやって復活していくということが非常に難しい状況になっています。その中でも頑張っているところがあります。もともとあった双葉の企業は出ていって、新しい企業を誘致したほうが、町長はそっちのほうがいいのですか。若い世代も実際そうです。そういうことを考えた中で、ちゃんとしたやっぱり区切り。ずっと補償してくれとか、そんなことはあり得ないので、分かりますけれども、ちゃんとしたみんな平等なら平等、一律賠償、平等にしたり、これは違う、あれはこれと差をつけてみたり、そういうものに対して東京電力へぜひともこれはペナルティを議会、執行部も話し合いの中で厳しいものは出さなくてはならない時期に来ていると思うのですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

まず、この補償、賠償について、事前通告でこの原賠審云々ということをおっしゃっております。この原賠審に関しましては、例年現地視察ということでこちらのほうから隔年とか、そんなような来方というのは全然現場を分かっていない、現場を知るつもりがないのではないかというような町からの強い申入れにより、毎年視察に来るようにはなりました。ただし、残念ながら昨年、原賠審の3代目の会長、内田さんに要望、賠償に関して、実際に被害を受けている被災者の皆さんのためになるような制度にはなり得ていないのではないかというふうな申入れをしましたところ、残念ながら原賠審の委員の中から、被災者には賠償を与え過ぎだ、上げ過ぎだという意見があるというふうな話を昨年聞きました。これに対しては、当時の議長と私と非常に憤慨をしまして、何を言っているのですかと、とんでもない、これは皆さんの立場としてとてもあり得ない話ではないかというような話もさせていただき、本当にあなた方がこの原賠審の最低限の賠償の制度、最低限だというふうなうたっているわけですから、それを最低限がもう定型化して、それがノーマルな形になっているということは全然理解できないです。我々としては納得している状況ではないというふうな話もさせていただきました。

さらには、何度も何度も私の前町長時代から原賠審の中に被災者代表を入れるべきではないかと。

実際に被害に遭った人たちが入らなくて、何でこの被害の状況、被災の状況を分かることができるのですかという話も、私も前の町長もずっとこれは言い続けております。残念ながら被災者代表はまだに入っていません。そういったことから、本当に被災者に寄り添った、被害者に寄り添った対応をされているのかということに関しては、私もずっと疑問を持ち続けております。

そんな中で、今年3月、高裁の判決を支持する最高裁の、いわゆる不受理というふうな判断がされたことによって、双葉町は3月25日に東京電力の復興本社を呼びまして、裁判でいわゆる賠償の増額分出ましたけれども、これは水平展開するべきだという申入れを、これは議会とともにしております。そんな中でも双葉郡の町村会、福島県、これも連動してそういう対応をしているのはご存じのとおりであります。

一方、町としては、このままこういうふうなある意味チャンスですから、何も手をこまねいているというのはいいことでは決してないということで、自由民主党の東日本大震災原子力災害の加速化本部に申入れをさせていただきました。そういうふうな関係の国会議員の先生方にもお願いをさせていただきました。そんな中で、自由民主党東日本復興加速化本部のほうから政府に、この賠償の確定、いわゆる最高裁の判決を見て、原賠審の中間指針の見直しを指示するような取組があったと伺っております。そういった部分で、国も今回の今までの賠償に関しては対応を検討してきているというふうに感じております。

先ほど議員からご指摘ありました、東京電力に対してのペナルティ、どういうふうものができるかどうかというのはなかなか判断は難しいところでありますが、一番言えることは、東京電力そのものが判断をして、私たちにこの原子力災害の賠償の取組を決定するだけの力があるのか、判断できるだけのものを持っているのかというのは、ずっと私自身は疑問に思っております。ある意味、東京電力の今の実態を考えますと、国有化されている会社でありますので、どちらかという国が動かなければ、この状況というのは好転するような要素はないのではないかとというふうに考えています。そういった部分で、国、政府も含めて、いろいろな被災者の窮状を救うような取組というのが全体的に、一体的にするべきだろうというふうに考えておりますので、今後とも町としましては国、さらには原賠審、そういった部分にも強く働きかけをするとともに、当然今回の加害者である東京電力にもそういうふうな要望、要求はしていく、そういう考えには変わりありません。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、再質問をさせていただきます。

まずもって、国とか入る前に、利益を出しています、東京電力。グループ会社も実際そうです。公共事業に入り、いろんな面で利益を出している。自分のところの財産がある。これだけの事故を起こして、自分たちの財産というのはおかしくないでしょうか。そこから国が貸す、借りる、借りないというのは、もう普通に今までの日本の事例になかったようなことを今やっているわけです。法律を盾に取るのではなくて、法律が駄目なら中間指針を盾に取ったり、私たちにはそんなあれはありません。

私も今議会、5期目に入りますが、4期目までは東京とかいろんなところに前議長と要望、陳情、いろんなところへ行きました。その中で思ったことは、国が言っていることと東京電力が言っていることというのは、賠償に関してもみんなそうですけれども、なすり合いです。国は、東京電力に言っている。東京電力は、国から言われているからできない。本当に悪いと思っている会社がそんなことをしますか。本当に悪いと思っているところは、世の中の流れから逆らうようなことをしますか。世の中の流れに沿っていない双葉町民は、どれだけ避難生活で苦しんでいるか分かっていませんね、皆さん。人ごとなのですよ、東京電力さん。こいつらが早く死んで人数がいなくなればいいなみたいな感じなのかなと私は受け止めてしまいます。かつて原子爆弾が投下されたときに、最初はみんな本当に影響ないよ、何も関係ないよ、栄養失調だよ、死因は。それと変わらないと思うのです。本当にここで生まれて、ここで死にたかった。ここはいいところだ、ここに住んでいたかったという人が急に追い出されたわけです。自分のうちで、何も悪くもない人たちが。それで、被害者の主張が通らなくて、何で原因者の主張が通るのかというのがおかしいなと僕は東京電力に対して思うので、ぜひとも国有化にするのであれば、国の責任になるので、東京電力グループごと僕は財産を国に上げて賠償、ましてや収束、これは国の事業でやったほうが絶対早いし、責任もあると思います。そう言わざるを得ないような状況まで皆さん来ていると思います。

あと、原賠審の方々、自分がやられたらそれでいいのかなと。基準になっている、一つ言わせてもらえば、事故が起きたときに自賠責保険、1日四千数百円、13万円から14万円ぐらい、1か月。払い過ぎないように1か月10万円にしたわけです。原賠審の方々、今の方々、前の原賠審の委員になった方々の意見とか、そういうのをちゃんと勉強しているのですか。無責任ではないですか。そんな無責任な人にそんなことを決めてほしくないし、法律ではないので、少し考えていただきたいですね、原賠審の方々に。

内田さん、ちょっと僕もちんちんは読んだりするのです、調べたりはするのですけれども、そういう意見ではなくて、では自分が言われたら、もう自賠責以外に任意保険の分は事故に遭っても何しても請求しない方々です。そういう方がいらっしゃるのだったら、そういうことではないですか。被害者の話は聞かない、加害者の話は聞く。こんな世の中の流れがおかしいことがあるから、最近の事件が多くなってくるのではないですかと。自分の発言に我々も責任は持たなくてはならないですけども、国の、国民の方々、国が用意してやっているのだったら、国民の税金、要はそういう方々の代表で来ているというふうに自覚がないように僕は思います。自分だったらそれでいいのですか。今まで賠償なりなんなりもらったときに、普通の基準よりもそうやって安いあれでも絶対文句言わない方々が原賠審の委員と僕は思います。委員長も実際そうではないですか。もともとは避難生活が終わって1年間出ていました。帰還するところが出てきたときに。そういうことも何も全部流してしまっているということです。自分たちの前身の方々が、前の方々が決めたことも全部覆して、今のいいように、自分たちのいいように、自分たちのみんなで決めたからというようなことではないですか。みんなで

決めていない。これはちゃんと流れとか日本の法律、我々議会だったら条例、規則、慣例、そういうものが全然活かされていないと思うので、ぜひともこれは国にペナルティというのはどうしようもないと思いますけれども、東京電力のペナルティは、ぜひとも町長、考えていただきたい。でないと、この帰還によっていろんな面で、最後にまた復興について出しますけれども、いろんな町民にまた負担が再度来ます。その中でそんなばからしいような話はないので、東京電力のペナルティ、どんなペナルティ、財産没収でもいいではないですか。東京電力の本社なりなんなり没収でもいいではないですか。貸しますよ、逆に。そこから本当に委員会なんなんなり立ち上げて、少しでも町民の避難生活に充てるようなお金をつくることもできると思うのです。

あのグループ会社の、逆に言えば黒字を出している部分のお金というのは何で出せるのですか、賠償も何もしないで。それこそ矛盾していないですか。人にやっている加害者がいい思いをして、被害者がずっと、それがもしこのまま通用するのであれば、日本の民主主義はもう崩壊です。やったら、ちゃんと生活してあるのだから、ちゃんと元に戻せないから、それは賠償というのが、この国の民主主義だと思います。だから、おまえはこれでいいだろうというようなやり方に思うので、ぜひとも町長、ペナルティ、どんな形であれ考える時期に来ていると思うので、そこら辺もう一度お考えをお聞きいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

前段の中で、原賠償で出している中間指針、これは法律でも何でもないと、全くそのとおりです。ただし、この中間指針で判断したことが、実は大きな力を持っている。この中間指針の変更、改定がなければ、今の賠償の制度そのものは恐らく変わらないだろうというふうに私は思っています。そういった部分で、国に政府与党に働きかけているのは、この中間指針の見直し。現実には中間指針が、賠償の基礎になっているというのは紛れもない事実だと思っています。そういったことを改定することによって、被災を受けた住民の皆さんの今の現状を少しでも改善できるような状況に結果なるのではないかというふうに考えております。ですので、まず今町でやっているのは、国に働きかけをして、被災者救済のための中間指針の見直し、これがやっぱり第一義ではないかというふうに考えています。

東京電力へのペナルティという言葉がありました。これは当然約束事を守らなければ、そういうふうなことも考えていかななくてはならないのかもしれませんが、今現状で具体的にどういうことかというふうなことには私自身は見当たるようなものにはなっていないというふうに考えています。今後しっかりと我々と約束をしたことを守らなければ、対応も検討はしていかなくてはならない時期には来ているかと思いますが、今現状はまずは中間指針の見直しをさせる。それによって、被災者を救済すると、そういうふうな取組を町としてはしていくべきだと。当然双葉地方町村会、福島県もそういうふうなことで取り組んでいるということでもあります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、2番に入ります。

双葉町の除染についてなのですが、双葉町の除染について、双葉町と内閣府で住民との意見交換会を実施したようですが、帰還困難区域の除染はいつから始まり、いつ終わるのか。また、除染の範囲についてお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町の除染について、帰還困難区域の除染はいつから始まり、いつ終わるのか。また、除染の範囲についてのおたただしですが、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取扱いについては、国から長く示されておりませんでした。

しかし、昨年8月末に国の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会合において、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めるという方針が決定されました。これを受けて、これまで国から行政区長会、帰還困難区域を抱える行政区長やその行政区の役員、住民の皆さんへ、基本方針の概要や今後のスケジュールなどを説明してきたところです。

おただしの意見交換会は、この方針に基づき国と町で帰還困難区域への帰還意向調査を行うに当たって、実際に意向調査の対象となる世帯の皆さんへ意向調査に帰還意向を示した場合の除染、建物解体などの範囲を例示することで具体的なイメージを持っていただき、なるべく多くの住民の皆さんに帰還をご検討いただけるように開催したものです。町としましては、閣議決定されております復興創生期間後の東日本大震災からの復興の基本方針の中で、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興、再生に責任を持って取り組むとの国の決意のとおり、帰還困難区域の全域の除染を求めていくことに変わりはありません。

一方で、帰還意向のある方を優先して取り組むことで、早期の避難指示解除につなげていくものと認識しております。この関係する行政区の住民の皆さんとの意見交換会は、7月23日から8月6日にかけて実施してまいりました。その中でいろいろなご意見をいただきましたが、国ではそれを踏まえて帰還困難区域の避難指示解除に向けた制度設計を検討していくこととなります。

帰還困難区域の除染の開始時期と終期についてのおたただしですが、現在帰還意向調査を行っているところであり、その結果を踏まえて除染範囲案を国と町で協議検討し、その案を行政区に相談して進めていきたいと考えております。除染の開始時期と周期については、国のスケジュールでは特定復興再生拠点区域の避難指示解除後、第1期の帰還意向調査を踏まえて、来年、令和5年度に除染範囲を検討し、再来年、令和6年度には除染を開始し、除染後に避難指示解除していく流れを想定しています。また、住民の皆さんの中には、帰還を迷っている方、すぐには決められない方などもいらっしゃいますので、2020年代をかけて第1期、第2期と複数回のサイクルで意向確認、除染、避難指示解除を繰り返し実施していくと聞いております。町としましては、早期の避難指示解除を目指すためにもスケジュールの前倒しを要望しているところであり、除染範囲については帰還する住民の生活環境をベースにしながらも、放射線量を着実に低減し、住民の安全、安心につながるように検討してまいり

たいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

町長、日本には法律もあります。法律の中で、特別何とかと産業廃棄物の話をさせてもらおうと、廃棄物に今回原子力関係の汚染とかそういうのも特別産廃とかとなっていると思うのです。それで、普通産廃とかそういうものに対しては、散らかした人たちが片づけるというのが普通なのです。国がそこに入ってきてやるなら、国ではなくて、何で東電と話をしないのかな。それで、町長の行政報告、午前中のやつなのですけれども、8月には調査対象の方々に意向確認調査、書類を送付させてもらって、ご意見がまとまり次第とありますけれども、汚したのは東京電力です。汚染させたのは東京電力です。汚染させたのは東京電力ではないですか。それで、自分ちが例えば放射能であれば、僕が所有している土地で国にもう全部任せなくてはならないのですか。帰る帰らないではなくて、その土地はきれいにして返すのが世の中の一般常識だと私は思うのですけれども、何でこんななることを何も言わないで黙っているのですか。

双葉町は全域除染という話で僕は進んでいたと思うのですけれども。それが何でこの意向調査というのを受け入れたのかというのが僕は分からないのです。全域ですよ。全域というのは、この意向調査というのは、その範囲を決めるということではないですか。それである行政区、石熊ですけれども、あそこの方々はいろんな面で協力していただきました。置場とか、そういう面で。それは、そういうふう全域、最後には除染してもらえるものだと。あそこの地域の方々はみんな帰還のあれがすごく強い方々が多いので、いいと思うのですけれども、その気持ちを踏みにじっていないですか、意向調査というのは。町としても、僕も震災前からやらせてもらっているのですけれども、全域です。いつから範囲が出てきたのかなというのが。双葉町全域が除染する。国がやってくれないのだったら、もちろん東京電力が原因者だもの、やるべきではないですか。これこそペナルティの原因にならないですか。自分のほうで汚して、それでいいのですか。

普通は産廃業者ありますね。解体しました。そのうちのやつを自分ちの裏山で燃やしました。埋めてしまいました。現状復旧ですよ、見つけたら。東京電力は放射能というちょっと体に影響のあるものをばらまきました。それを自分で片づけるのも当たり前ではないですか。国がやらない部分は東京電力がやることも当たり前。2020年代ということ自体が、あと10年ではない、あと8年あります。結局はやらないで終わるのではないのかなというのが。あと、帰りたいという人たちを帰れなくしていないですか。みんな本当に自分の故郷に帰りたいと一番思っているのは70代、80代、90代、60代の方もそうだと思いますけれども、そう思っている方が何年待てばいいのですか。2020年代というのは明らかに長くないですか。それでなくても双葉から避難して、双葉に帰りたいと亡くなっていった方が大勢いますから。その中でこの決め方、この交渉の仕方というのはおかしいし、やっぱりさっき言ったように、できないのだったら国の機関として全部やってもらおうような方向性を持っていかなかっ

たら、何一つ責任取っていないですよ。やっぱり意向調査というのは帰りたい、帰りたくないにかかわらず、自分が買った土地、先祖からもらった土地、いつでも許可なく入れるようにするのが除染です。結局は意向調査で、では我々は帰れませんよとなったところ、万が一亡くなったり、その人いなくなったとしたら、除染地域を減らしていくということにしか僕は思えないのです。

今日の朝も電話いただきました、1本。移動中ごめんなさいと。うちは車がブルートゥースなので、あれなのですけれども、話していました。その中でこの問題、いつになったら帰れるのと言われたときに、ある一部だけでしょうと。だけれども、この説明会にも行こうと思った。でも、かみさんに行くなど。行ったってわけ分からなくなるのだから、お父さん、言ってもわけ分からないことを言うようになるでしょうと。わけ分からないことを言っているのは、国であり東京電力です。普通に僕たちは、では自分の土地に普通に入れるようにしてくださいと言っているだけ。散らかしたものをちゃんと片づけていってくださいと、これ世の中の常識です。公園で食べたごみとか、そういうのを投げている子がいたら、それを見ごします。ちゃんとごみを拾って、ごみ箱に入れなさいというのが普通ではないですか。大企業になると、国が守って、そういうこともやらなくていいということに思えるのですけれども、これ逆に東京電力がいつまでにやってもらえるのか、全域というのも一つだし、目標が双葉町も変わっていますし、国も変わっています。全域除染ですと僕は思いますけれども、これ今日も要望書が上がったみたいなのですけれども、意向調査、人のものを壊したり何かしたら弁償しなさい。戻せないから対価でやるのが普通。それが日本の法律上でちょっとおかしいことが起きているなと思うのですけれども、双葉町としては全域を除染を求めないのですか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

町としては、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた取組ということは最初からずっと話をさせていただいております。国には当然そういうふうな要望を出させていただいております。一方で、東京電力の責任において除染という話が菅野議員の再質問の中でありました。現実的にそれができるのかということ考えたときに、これ現実的に非常に難しいだろうと。東京電力そのものが除染であったり、そういったものができるだけノウハウ、できるだけ人的確保、それを持っているかということ、まずそれはできないのだと思います。除染に関しては、やはり専門の今まで取り組んでいた人たちがやるのが一番スムーズで、効率的でないかというふうに考えております。

一方で、この問題を起こしたこの事故の原因者である東京電力に除染とか、そういったものの費用も含めて払うべきではないかというふうな話がありました。これは、私の勘違いだったら訂正させていただきますけれども、居住制限区域、避難指示解除準備区域、こちらの自治体の除染費用に関しては東京電力に求償するというふうに伺っております。一方、帰還困難区域、これは震災後6年間は手つかずになっていたというのが現状でありました。その後、平成29年の福島特措法の一部改正によりまして、帰還困難区域であっても5年をめどに放射線、生活インフラ、住民の皆さんが戻れるような

環境整備がしっかりとできれば、特定復興再生拠点に認定するというので、こちらのほうの除染に関しては国費です。この部分は大きく違っているというふうに考えています。帰還困難区域に関して国民理解、当然国民の皆さんにも理解をしていただきながら、我々は帰還困難区域全域を除染してただかなくてはなりませんけれども、そういったものも非常にデリケートに絡んできている問題だというふうに私は捉えております。この被災をした人たちが何でこういうふうな状況に遭っているのか、当然ここでつくったエネルギーを全て関東、特に東京に送っていたわけですから。そういったものを事実確認をしていただくことによって、ある意味犠牲になったこの地域がしっかりと復興を遂げられるような国民理解というの、これ醸成していかなくてはならないのではないかというふうに考えています。

そういったものもやりながら、帰還困難区域全域の除染、避難指示解除に向けての取組というのは、町としては継続的にやっていくつもりですし、ただ一括で残りのエリアを全部指定をしてやるのが可能なのかということ、これが非常に高いハードルになっているということも現状です。どれだけ全面的な帰還困難区域の避難指示解除に向けての国との交渉ができるか。その辺の部分というのが、それぞれの帰還困難を抱えている自治体で、今国との協議、さらにはどこまでできるかというふうな状況になっております。今回の制度につきましては、2024年から実施をする予定でありましたけれども、特にこの現状厳しい大熊町、双葉町に関しては、先行的にそういう取組をするというふうな方針が示されておりますので、町としてはなるべく早い時期に全域の避難指示が解除できるようなスタートを切れるような取組ということでやっていきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ちょっと僕答弁でおかしいなと思うのは、国がやっても、東京電力がやっても問題ないではないですか。技術的な話を町長はしていましたけれども、お金を出すのはどこですかと俺は言っているのです。簡単に言ったら、国がお金を出していますけれども、そのお金は回収するのでしょうか。それは同じではないですか。技術的なものでも何でも分かりますよ、公費でやる部分もあるけれども、除染というのはもともとは東京電力がやらなくてはならないのです。技術的な問題の話ではなくて、それはどこが主体になってやるかといったら東京電力がやらなくてはならないと私は思います。

もちろん町長の答弁、前と矛盾しているのかなと僕は感じるのは、全域除染ですから。僕は。それで、ましてやどういう障害が出てくるかといったら、汚染された土地は売買できますか。買もしない、補償もしない、除染して、税金かかるのです。本当に町民のことを考えていますと言いたくなります。時間もあるので、次また今回も除染に関しては12月一般質問でやらせてもらいますけれども、将来的なことを考えたときに除染をしないという判断が、本人に押しつけていますね、責任を。帰るか帰らないかで。除染してほしいかほしくないかという話ではないですか。しなくていいなんていう人はいないのですよ、普通。回りくどくアンケートをうまく作っているようにしか私には思えません。12月にこれ以降はやらせてもらいます、時間の問題がありますので。

双葉町の復興について。双葉町も特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されましたが、放射能による体への影響は本当に大丈夫なのか。福島第一原子力発電所廃炉作業により、再び避難する可能性はないのか。ALPS処理水による影響なども懸念されます。復興も大事だと思いますが、このような問題が何一つ解決していないようにも思います。さらに避難指示解除後の土地所有者については、除草作業や固定資産税の課税などの負担が出てきますが、それらに対する行政としての考え方をお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町の復興について、避難指示解除後の除草作業や固定資産税の課税などの町民への負担についてのおたただしですが、放射能による身体への影響は本当に大丈夫なのか、福島第一原子力発電所の廃炉作業により、再び避難する可能性はないのか、ALPS処理水による影響などの懸念が議員より示されておりますが、まず放射線被曝につきましては特定復興再生拠点区域での空間線量率は、住民説明会時で平均毎時0.44マイクロシーベルトとなっており、有識者で構成される町の放射線量等検証委員会において、避難指示解除に当たっては放射線量は十分に低減しているとの判断をいただいております。

しかし、科学的に安全であることと、住民の皆さんが安心だと判断していただくことは別です。町としては、帰還される住民の方々の被曝をいかに下げていくかを注力してまいります。解除後も、長期目標である個人の追加被曝線量年間1ミリシーベルトを目標に、国にさらなる線量低減等を求めてまいります。

福島第一原子力発電所の廃炉作業により、再び避難する可能性はないかのご指摘ですが、東京電力福島第一原子力発電所は原子炉注水による循環冷却を行うことにより、冷温停止状態を維持しており、再び事故が発生する可能性は限りなく低くなっています。ALPS処理水による影響についてのご指摘ですが、トリチウム以外のALPS処理水の放射性物質の濃度が告示濃度比総和1を下回ることを確認して、放出することになります。トリチウムについては、ALPS等水処理施設で浄化処理をしても、告示濃度限度である6万ベクレルパーリットルを超えることになるため、規制基準になるまで希釈して、告示濃度限度まで下げますが、既に運用されている地下水バイパス及びサブドレインの排出濃度の運用目標値である1,500ベクレルパーリットルを下回ることが求められています。これらを海洋放出した場合の1年間の放射線の影響は極めて小さいと聞いております。

一方で、ALPS処理水を海洋放出することで新たな風評を起こさないように、国や東京電力は引き続き様々な取組をしていく必要があると考えております。また、避難指示解除後の土地所有者についてのご負担についてですが、まず除草作業については土地の維持管理の一貫となりますので、第一には所有者の方々が行うのが原則となります。しかしながら、避難生活での負担軽減や環境美化の観点から、町としては除草剤の現物配布について、令和4年度当初予算として計上させていただいておりますが、帰還状況を見ながら、当面の間継続させていただきたいと考えております。

しかし、一方では所有者の高齢化などから、自ら除草作業ができないといった声もいただいております。この地域でまとめて除草作業を行うことが、費用的にも、作業的にも効率的であることから、農地の保全管理組合のような共助のようなスキームができないか、行政として何らかの支援ができるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

続いて、固定資産税の課税ですが、地方税法では避難指示の対象となった区域のうち、新たに避難指示が解除された区域の土地及び家屋に係る固定資産税については、原則解除から3年度分まで2分の1に相当する額を減額し、課税すると規定しております。この規定を基に、当町に先駆けて避難指示が解除された周辺自治体の例を参考にしながら、今後の減免措置などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 多分時間もこれで最後の質問になると思いますが、まず身体への影響へは限りなく低い、科学的根拠もない、何もないというのは答えになっていないと思うのです。大丈夫だということが欲しいです。それは国、大臣とかそういうので一筆もらってほしいなど。限りなくとかいような話は、0.44だから大丈夫だよとか、そういうのではなくて、科学的根拠はないというような答弁をされているので、科学的根拠がないのだったら、何で解除できるのかな。年間1ミリシーベルトになるべくだったら……

（「科学的根拠がないっていう発言はしていません」と言う人あり）

○5番（菅野博紀君） 科学的と言っていたよ。では、分かりました。取り消します。

取りあえずは根拠がないです。大丈夫だという根拠は、大丈夫だという言葉は一つも出てきていないのが、体に及ぼす影響というのはきちっとしてもらいたいというの、1ミリシーベルトに近づけるって、何で1ミリシーベルトになってからではないのかなというのの一つと、あと除草作業の組合とかいろいろ町長おっしゃっていましたが、普通はそういうの決まってから解除になるのではないですか。一つ言わせてもらえば、来年にはみんな除草も何もできなくなったときに、この地域の宅地とかそういうところは草だけになったときに、さっき町長言ったとおりなのです。所有者が個人であれば、町のお金を使ってやるのはなかなか厳しいと思うのです。草刈りもみんな。だから、そういう話合いができていないのかなというのが不安になったのと、もう売りたいという人もいっぱいいるのです。固定資産税とか将来が大変だから。売れる地域ではない。そういう土地バンクとかいろいろのを活用してやりますよというような話はちらちらと出てきますけれども、それに対しての対応がまだ全然できていないのかなというの、ちょっとこれ不安材料だと思います。時間なくてちょっと押しています。

再度、避難しないと、体もそうですけれども、再び原発とか、そういう問題のおかげで避難は絶対ないのですね、解除するということは。そのくらいの根拠がないと、戻ってくる根拠にならないと思うのです。それでちょっと朝聞いたときには約十数名、町民で。役場職員で20名、約30名ぐらいの方

が今双葉に住んでいるというお話ですけれども、今後増えていくのか。その基礎になる学校、病院、病院も来年2月にできますけれども、週1回では、最近私ごとで申し訳ありません。ご迷惑を皆さんにもおかけしたと思いますが、つい先日7日の全協を休ませていただくことになりました。コロナです、はっきり言うと。コロナになったときに、今保健所に電話しても何しても全然対応してもらえません。うちは、うちの次男坊がなったときにすぐ病院に行きました。病院からだと保健所にちゃんとすぐ言ってくれるのです。僕の時も調子悪いな、熱が出たなとなったときに病院に行きました。病院に行って、保健所に連絡をしてもらったりなんかしたときに、その体制が整われていないのかなというのがあるのですけれども、それは後々やっていく中で順番というのがあるので、固定資産税とか除草とか、東京電力も今までやったけれども、やらないと言っているのです。それに対して何らかの対応を町でするといったときに、町でできない場合は、やっぱりさっき言ったペナルティでも何でもそうなのですけれども、そういうことをきちっとやれば、東京電力さんがボランティアでも何でも自主的にやっていくような体制づくりというの、僕はこれ大事だと思うのです。

復興、町に帰ってきました。双葉町に帰ってきました。復興に向けての取組です。細かいところをもうちょっとやっていっていただけるとありがたいと思います。答弁は問題ないのですけれども、時間的にはあれなので、この問題は次回、12月一般質問で、先にこれやりますので、ぜひともこの内容に関してはご検討をお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤哲雄君）　ここで暫時休議します。

休憩　午後　2時00分

再開　午後　2時10分

○議長（伊藤哲雄君）　会議に戻します。

通告順位4番、議席番号6番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

6番、岩本久人君。

（6番　岩本久人君登壇）

○6番（岩本久人君）　皆さん、こんにちは。最後の質問者となりました。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に基づいて大きく2点、質問をさせていただきます。前任の同僚議員と質問が重複するところがあるかと思っておりますけれども、ご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

1番、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組の加速化について。国は、帰還困難区域の基本方針として、2020年代をかけて帰還を希望する住民が帰還できるよう、必要な箇所の除染、家屋解体を含め、個別に丁寧に対応するとのことであるが、具体的な見通しが示されていません。一方で、新聞報道によると、自民党東日本大震災復興加速化本部において、帰還困難区域の住民帰還に向けて除染

範囲や手法を具体化し、双葉町、大熊町両町での先行的モデル除染などを求める第11次提言案が取りまとめられました。そこで、町として今後帰還困難区域の除染、家屋解体等の加速化に向けてどのように取り組まれるのか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組の加速化について、今後帰還困難区域の除染、家屋解体等の加速化に向けての取組についてのおたただしですが、議員おただしのとおり、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取扱いについては、昨年8月末に国の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会合において、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めるという方針が決定されたところであり、具体的な制度設計はこれからと聞いております。

一方で、現在国と町で帰還困難区域への帰還意向調査を行っており、その結果を踏まえて除染範囲案を国と町で協議検討し、その案を行政区に相談して進めていきたいと考えております。また、9月6日に与党東日本大震災復興加速化本部第11次提言において、特定復興再生拠点区域外帰還困難区域の住民帰還に向けて、大熊町、双葉町両町でモデル事例となるよう、先行的に除染に着手することが盛り込まれ、岸田内閣総理大臣に手交されたとの報道がありました。一日も早い住民の帰還実施に向けて早期の除染に着手できることは、スケジュールの前倒しを要望してきた町にとって、住民の帰還意向が変化し、帰還が加速されるものと考えており、今後は国に対し一日も早い帰還困難区域の避難指示解除の実現に向け、提言の内容をしっかりと実現していくよう要望してまいります。

今回の国の基本方針により、帰還困難区域の除染、建物解体等を加速させるためには、除染範囲のベースとなる帰還意向が重要となることから、自分が帰還した場合の除染、建物解体などの範囲の例示をすることで、より多くの住民の皆さんに具体的なイメージを持っていただくことが重要ですので、引き続き国、行政区と連携して、避難困難区域の避難指示解除に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 再質問ですけれども、ご答弁をいただきましたけれども、今回の帰還の意向調査ですけれども、住民の方から回答に戸惑っている方、回答に悩んでいる方が結構多くいらっしゃいます。保留と答えた場合に、帰還を悩んでいる理由、どんな条件が整えば帰りたいと考えているのかと記載してくれという、国から上から目線で質問されているような、そんな状況だというふうに町民の方が言われております。どんな条件と、結局は震災前の姿に戻してもらおうということに決まっていることなのです、条件は。ですから、先ほど同僚議員も言いましたように、復興再生拠点区域と拠点の外も同様の除染、家屋解体、前回の質問でも同じようなことを言っておりますけれども、そういった対応で国が取り組むのが当たり前のことではないかなというふうに、それをやっぱり町民の方が

多く言われているということは町長もご存じのことかもしれませんが、そういうことだと思うのです。

今回の与党の復興加速化本部の提言も、除染範囲、手法を地図に整理しながら、必要な範囲を除染するという提言ですけれども、この提言、前回の質問で町長が答弁でも示していることなのです。ですから、何だこの国の方針は加速化するにしても、さほど前に進んでいないのではないかなと、何ら変わらないやり方をしているのではないかなというふうに思っております。あくまでも帰還困難区域の除染は部分的に、そして限定的な除染になってしまうのではないかなということでもあります。帰還困難区域でありますから、放射線量も低いところ、高いところというふうにあると思うのです。そこを住民の方が戻る際には安全、安心に戻るためには、部分的な、限定的な除染では安心して戻れないということだと思います。

町内全域モニタリング調査をしているというふうに思いますけれども、前回も言いましたように、効果的、効率的に除染を進めていくためには、まずは拠点外の町外に通じる基幹道路、基幹道路沿い、国道288号線、6号線、井手長塚線や新山鴻草線など、そこをまず先ほども町長答弁していただきましたけれども、先行的、モデル的に、もう来年度からすぐ着手して、帰還困難区域の住民の皆さんに見える形で示していただきたいというふうに思うのですけれども、こういった協議を国としっかりと、国も相談すると言っているわけですから、そこをしっかりと協議をしていただきたいというふうに思うのですが、まずその1点、お伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えします。

まず、帰還困難区域の除染、これは今まで自民党、政府の方針では昨年8月に2020年代に帰還を希望する住民の皆さんが戻っていただくように対応すると。今回は、それにプラス、除染のスタートというのは本来の予定では2024年からだったのです。その間にいろいろ協議をして、2024年から決めていくという話だったのですけれども、今回の自民党の東日本復興加速化本部の提言では、大熊町、双葉町を前倒して、先行的にモデルの取組をすると、そういうふうなことでありますので、我々本来スタートが2024年と思っていたものが、2023年から双葉、大熊に関してはスタートできると。これは、あくまでもモデルというふうな国は言い方をしております。しかしながら、モデルといっても除染することは変わりありませんから、しっかりと対応していただかなくてはならないということです。

我々今回の避難指示解除した特定復興再生拠点区域で自分らとして反省を大いにしている部分は、各行政区の分断、例えば議員の地元である三字、羽鳥、長塚、これ全域をこの特定復興再生拠点区域に入れることなく、ある意味各行政区の分断をつくってしまったのではないかなという反省に立ちまして、今後しっかりと検討しながら、このモデル除染の取組というのは考えていかななくてはならないと。議員からご指摘ありましたバラ園入り口の山麓線というのですか、288号線、新山鴻草線、井手長塚線、これは先ほど岩本議員が言われたところは特通なのです、ほとんど。特別通過交通。これは私も

まだ国との交渉によってですけれども、特別通過交通とは何か不思議なのです。本来戻れるエリアになっているのに、バリケードがあって横には入れないと。その道路だけしか通れないと。これはいかにも避難指示を解除していながら、何か不便さを感じるのと、本当にこれ戻ってきていいのだろうかという住民の皆さんが不安に思うような道路になっているのではないかなというのも考えます。その辺も国と今後しっかりと協議をしながらやっていかななくてはならないと思っています。

先ほど同僚議員の方から質問ありましたけれども、非常に苦労された行政区、そういった人たちにも思いというのは十分伺っておりますので、そういった部分も踏まえて、ただ帰還困難区域を抱える行政区かなりありますから、では全部の皆さんの意見を全部我々聞き受けることができるか、対応できるかというのは、これまた我々の力ではなかなか難しいと。全域の除染をしていきたいと思いがらも、国の判断が全域の除染を一気にやるかという、これはまだ今後協議しなくては分からない状況ですので、その取組は我々も粘り強くしっかりと住民の皆さんの考え、希望に寄り添ったような範囲で除染できるように取り組んでいきたいとは思っております。

いずれにしても、まずは避難指示解除の仕方というのは非常に難しいですけれども、残念ながら全域を一気にというのは、なかなか段階的に全域の除染というのはなっていくと思っておりますけれども、やはり優先順位というのは決めざるを得なくなってくるのかなというふうに思っています。そういう部分で、各行政区の皆さんと話をし、ご理解をいただきながら進めていくしかないのかなというふうに考えています。

失礼しました。井手長塚線に関しては特通ではありませんでした。これは開通しております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 町長も議会のほうでも福島県の災害対策本部とはいろいろと話は詰めているというふうに思うのですけれども、現地対策本部と国との考えがどうも乖離があるのかなというふうな思いもちょっとしているのですけれども、なかなか地元ではこういう考えがあるのですけれども、国のほうでなかなかそれを認めてくれないというような、そういうようなことも町長、あるのではないかなというふうに思うのです。度々と、だから国に要望には行っていて、現状を話をしているというふうに思うのですけれども、何とか感覚を寒暖差なく、来年度も今言ったモデル的に除染をしていただきたい。先ほども言ったように、同じ行政区の中で分断されているところもありますから、そういったところから目に見える形で除染をするという方法もあると思うのです。そこを国のほうと協議をしていただきたいなというふうに思っています。

問題は財源です。復興庁の来年度の概算要求、今回も拠点外の事業費が金額が示されない事項要求になっているのです。これはやっぱり国はどういったことを考えているのか。来年度の予算がどれだけつけられるのか、心配されるわけです。ですから、予算編成される前に、まずは先行的なモデル除染の費用を来年度の予算に組み込んでもらえるように、これぜひ要望をし続けていただかないと、帰還困難区域の方の展望というものがなかなか先が見えないというふうに思うので、こういった意向調

査に答えるにしても、実際我々のところをきっちりと除染してくれるのかどうかという不安につながるというふうに思いますので、ぜひ来年度の予算に先行的なモデル、除染の費用を組み込んでもらえるように要望していただきたいというふうに思いますけれども、この辺のご見解をお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えします。

議員お話しされた案件につきましては、しっかりと予算要求といたしますか、当然これはいろいろな事業をするには予算がつかなかったら何もできませんから、取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番に移ります。協働のまちづくりの推進について、当町では町民一人一人の復興と町の復興を目指して、今年6月に双葉町復興まちづくり計画（第三次）が策定されました。第三次計画は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後5年間を目標とした中長期計画であります。まずは、双葉駅を中心としたにぎわいを取り戻すための商業施設、災害公営住宅整備や既存の公共施設の再生や基幹産業である農業の再生など、移住生活環境整備の取組が急務であります。第三次計画を具現化するためには、町民、事業者、移住者等と行政との協働による推進が必要不可欠と思いますが、今後どのような課題があり、どのように取り組まれるのか、町の考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、協働のまちづくりの推進について、第三次計画を具現化するための協働のまちづくりの推進への取組についてのおただしですが、復興まちづくり計画（第三次）において、第6章、計画の実現に向けての中で、計画の実現に向け、町民やこれまで町内に住んでいた方、移住された方、事業者、関係者などと連携、協働し、計画を推進することや、効果的な推進を図るため学識者、専門家、企業との協力体制の構築などについて示させていただきました。

議員ご指摘の町民、事業者、移住者と行政との協働による事業推進についても、町として協働や公民連携は重要なポイントであると認識しております。その上で、当町の課題として、長期間の避難や生活環境の変化により、日常的に集まることが現状では困難であります。しかし、参集することの難しさも適切に受け止めた上で、工夫を凝らした協働が必要であります。協働の実現には、あらゆる機会を活かし、場を設けることが重要であると考えております。例えば3次計画策定の際も町民委員会、有識者会議に加え、未来検討会議を実施しました。これは、町民、事業者、関わる方々、町職員など幅広い年代の方々にお集まりいただき、30年後、50年後をイメージしながら意見交換を行うもので、被災地としての今後の在り方や人が集まりやすい場や交流の方法などについて語り合い、計画に反映させていただきました。

まずは、行政としてあらゆる機会を活かした集い、語り合いの場を設けるとともに、民間側の自発的な活動について側面支援を継続し、より一層行政と民間が一丸になり、公民連携による事業推進に

努めてまいりますので、引き続き多くの方々に関わっていただけるよう、工夫してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございます。

今手元に双葉町復興まちづくり計画（第三次）がありますけれども、本当に素晴らしい計画、第三次が策定されました。冒頭に町長の挨拶文がございます。町にとってまさにこれからが正念場、双葉町が抱える様々な課題を解決するためには町民、関係者皆様の力を結集し、連携を深めることが必要ですと。多くの方に足を運んでいただき、住みやすい、働きやすい、活動しやすい開かれた魅力ある双葉町を町民の皆さんとともに継続してつくり上げることというふうに、まさしくそのとおりだというふうに思っています。

町長が言うように、まさに本当に今双葉町に戻ってきて、これからが本当に正念場、復興を一步一步前進していくには、町民と行政が目的、目標を共有して、協力、連携していくということだというふうに思います。答弁にありましたように、策定、まちづくり計画（第三次）第6章にこの計画の実現に向けて、まさしくこのことだと思うのです。これからのまちづくりは、連携、協働であると、ここにちゃんと締めくくられているわけです。町行政がやるべきこと、町民がやるべきこと、やったほうがよいことを互いに役割分担をして、協力、連携して地域づくり、地域おこしをやっていく。1つの共通目標に向かってということ、これが協働の活動だというふうに思います。

今こそ協働の精神、イコールボランティアの精神でもあるのかなと。ボランティア精神がまさしく今必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。我々もこの11年6か月避難して、方々にちりぢりに避難をし、避難先で全国からボランティア支援を受けております。今日まで本当に避難先で様々なボランティア支援をいただいています。震災から11年6か月、町民同士、町民と町との関係がだんだんと希薄になりつつある中で、これからのまちづくりの様々な課題を共有する意味でも、震災前にありましたボランティア協議会というものがございました。当然町内には多くの住民は戻ってきてはいないのですけれども、避難先でのやはり協働、ボランティア精神で町内に戻ってくる方、役場職員の方も含めて、やはり町外に避難している住民の方とのつながりを築くためにも、このボランティア精神ということは大事なことではないかなというふうに。震災前の姿に戻るような形で、町民参加の町、ボランティア連絡協議会、様々なまだ団体がございますから、そういう協議会というようなものをまた復活させてはいかがかなと。先ほどの同僚議員の話にもありましたように、いろいろと町外でのコミュニティ、自治会もなくなったところもございます。そういうようなところも含めても、町長の答弁にもあったように、町民一人一人の町を思う気持ちというものは変わってはいないというふうに思いますので、避難先でのつながり、そして避難先と町とをつなぐ意味でも、こういった取り組みも必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりだと思います。おっしゃる意味を全くお考えと私もほとんど変わらない考えであります。ただ、こちらからというか、双葉町に戻ってきてボランティア組織、議員からもお話がありましたように、ほとんど町民が戻っていない状況で、これどういうふうに立ち上げていくか。避難先で参加をしてくれる町民の方がおられれば、またこの町に関心を持って戻ってきてもらえるという部分もありますが、実態として立ち上げに向けてはなかなかハードルが高いのかなというふうに感じています。それをどういうふうに具現化していくかというのは、今後の課題になってくるのかなというふうに考えております。当然議員の皆さんからも、そういうふうなことの具現化するための、こういうふうにしたらいいのではないかなというようご指摘があれば、我々もいろいろ話をさせていただいて、できることはやっていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） なかなか時期尚早ということかもしれませんが、住民の意向調査でも町との関わりを持ちたいという方が6割以上おりますから、やはり町とのつながりは続けていきたいということだと思うのです。それをもうどういう形で取り組んでいくか。その仕組みづくりをやはりつくっていかなくてはいけないのではないかなと。双葉町まちづくり町民委員会、まさしく各種団体の方が集まって、そこでまちづくりの議論をこれまでも積み重ねて、この第三次を策定したわけでありましてけれども。まさしくこれはまちづくり町民会議、やっぱり協働の委員会に通じるのではないかなというふうに思っているのです。ですから、こういう組織があるわけですから、そこでこれからそういった議論も議題に上げて、考えていってもいいのではないかなというふうに思っております。

まだまだこれ町内も解除になったばかりで、本当なら町民が多く戻ってきて、ボランティア活動できれば、先ほどの除草の問題とか、そういったものにも対応できるのかなというふうに思うのですけれども、防犯、防災に関してもそうだと思います。全協で話し合ったように、やはり自分たちの町は自分たちで守るという意味で、町内にいる方で機能別分団を立ち上げる。まさにこれ協働の意識だというふうに思うのです。役場職員の方、あと企業の方、我々年は取っていますけれども、何かできることがあるのではないかなというようなことで、消防のOBの方も含めて、こういう取組がまさしくこれからのまちづくりに活かされてくるのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも先ほども答弁にありましたように、自分でできること、自助、共助、公助という仕組みづくりを町のほうでも支援をしていただきたいというふうに思うのですけれども、最後にこのことについて町長からご答弁ありましたらお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えします。

そういった取組に関して、当然町として支援をするというのは当たり前のことだと思っております

ので、そういうふうな立ち上げも含めて取組を何とか進めていければと思っております。また、今ちよっとひらめいたというか、これ皆さん知っている言葉だと思うのですが、町おこし、町を何とか盛り上げるためには、皆さん聞き慣れた言葉だと思いますけれども、若者、ばか者、よそ者、この3つがうまく連携するとできるのではないかというふうな、決してこれ人を卑下したりする言葉ではないと思います。若者は当然若い人たちです。ばか者というのは、一生懸命やろうとすること恐れない人間だというふうに考えます。よそ者というのは、こちらに来て、何かこの町に関わりたいなど、そういうふうな方々を指すことだろうと私は勝手に解釈しております。そういった人たちがうまく連携して取り組むことができれば、かなりのパワーになってくるのかなと。町の復興も少しずつ進んでいくのではないかと、そういうふうを考えます。議員ご指摘の部分に関しては、そういうふうなことは私も同じ考えであります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ぜひ取組をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

一般質問を終わります。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午後 2時45分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和4年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年9月16日（金曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 緊急質問
- 日程第2 議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第60号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議案第61号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号 双葉町児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第63号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第64号 町道路線の廃止について
- 日程第8 議案第65号 土地の取得について
- 日程第9 議案第66号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第67号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第68号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第69号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第70号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第71号 令和3年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第15 議案第72号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第73号 令和3年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第74号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第75号 令和3年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第76号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第20 議案第77号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第23 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎緊急質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、町内における学校再開の件について、5番、菅野博紀君から緊急質問の申出があります。

菅野博紀君の町内における学校再開についての緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は、押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。菅野博紀君の町内における学校再開についての緊急質問に同意の上、発言を許すことの賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成少数）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成少数です。

よって、菅野博紀君の町内における学校再開についての緊急質問に同意の上、発言を許すことは否決されました。

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第59号から日程第20、議案第77号まで、それぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第59号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第3、議案第60号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第60号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第61号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第61号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第62号 双葉町児童厚生施設条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第62号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、議案第63号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 機能別団員の件ですけれども、全協でも説明をいただきましたけれども、またお伺いしたいと思います。

町内の安全、安心を守るためには、機能別分団の設置は重要かなというふうには思っております。しかし、100名という団員、これをどのように確保されていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

この機能別消防団の定員100名につきましては、今現在なかなか厳しい状況ではありますが、将来的なものも含めて定員を定めさせていただいております。当然我々戻ってきている役場の職員も含め、中野の復興産業拠点にあります企業の皆さん、そういった皆さんにお声がけをして、将来的な目標としてその人数ということを設定しております。詳しくは、住民生活課長のほうに説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 住民生活課長。

○住民生活課長（中野弘紀君） 岩本議員のご質問のほうにご説明させていただきます。

今ほど町長からもお話がありましたけれども、将来的な目標として100人ということで設定させていただきますが、やはり日中に双葉町内に戻っている役場職員を中心に、また一方で中野地区の産業復興拠点のほうにお勤めになっている方にお声がけをして、できるだけ多くの方にご協力いただいて、ご参加いただくということで働きかけを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ただいまの説明で分かりました。

それで、機能別団員の特定の活動ということですが、特定の活動をするということですが、どのようなこれから役割を担っていくというふうに想定されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

中野住民生活課長のほうに説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 住民生活課長。

○住民生活課長（中野弘紀君） 岩本議員の再質問のほうにご説明させていただきます。

まず、機能別団員につきましては、初期消火を主にご担当いただくということで考えております。まず、常備の消防本部のほうで来る前にできるだけ初期消火に努めていただくということで、日中の初期消火のほうを考えております。また、常備のほうは到達してからの後方支援ということも考えられますが、そちらのほうもご担当いただくということで考えてございます。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 本団、基本団員か、本団の団員の皆さんと、あと機能別団員の皆さんとの連携というのもやっぱり必要になってくるのかなというふうな。これからでしょうけれども、機能別団員としての消防活動の理解を深めていくためにも、これから本団と、それと消防員の協議をしていただいて、機能別分団の皆さんに対する指導、訓練の場というものもこれからでしょうけれども、そういった設けるような考えでおるのかどうか、お伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

機能別消防団、今回この目的で入団をしていただく人たちには、ほとんど消防団に関わりのない方が大勢入られるということが予想されますから、消防団の基本的な訓練、いろいろなものに関しましては、当然本来ありました消防団の皆さんの協力、指導、さらには広域消防のほうの指導も受けて取り組んでいくというふうな考えでおります。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第63号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第64号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第64号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第65号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第65号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第9、議案第66号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第11款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第15款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第16款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第17款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第18款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第20款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 10ページです。第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 13ページです。第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款商工費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款土木費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款消防費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 13の使用料及び借上料、車借上料ですが、これ勉強会のほうで説明を受けました。

勉強会で説明受けたのは、浪江の学校ということでした。何で一択なのかということ、何で今頃の補正なのかということです。そういう人が出てきてからでないと、これ当初予算で、そもそももうこの本庁舎が戻ってくるというのは予定が遅れたとしても、今年度戻ってくるというのが分かっている、何で当初予算に上げなかったのかということなのです。まず、そういう人がその頃はいなくて、簡単に言うと、帰って双葉の学校に行ったらなったときに、焦って当初予算に入れたようにしか見えないのです。そもそもあんなからいいですけども、それで何で浪江一択なのかなど。

今双葉町では就学支援というものをしています、いろんな面で。選べるわけです。その中でこの補正というのはどうなのかなど。ここら辺までしか聞けないと思うので、あれですけども、そこら辺ちょっとお答えしてもらっていいですか。勉強会ではちょっと納得のいく説明ではないと思うのです。例えば当町は学校を持っているので、ここらわきの学校までの就学するための車の借り上げとか、そういうふうのだったら分かります。本来であったら学校が戻ってこなくてはならないものが、来ていないので、そこら辺お答えください。それによっては、これ1つのために反対しなくてはならないので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、舘下明夫君。

○教育長（舘下明夫君） ただいま菅野博紀議員から区域外就学についての補正ということで、この時期はなぜだということだと思いますが、これも以前からこういった話で、学校再開も含めまして、避難指示解除になって、そのときに双葉町に戻ってくる、そういった就学児童生徒がいる場合にどうするのだという質問もあり、我々執行部としてもそのときには現実的に学校がないわけですから、そういった就学児童生徒がいる保護者、家庭に関しましては区域外就学を考えていくということで、隣の教育委員会とそんなことでも話は進めてきたところです。

今回の町西の復興支援住宅、そちらの募集の中で初めてそういうのが我々分かったのと、これ転入の家庭でございまして。ということで、昨年度から我々がちょっと把握していない人数だったので、菅野議員がおっしゃる、何で当初予算に最初上げられなかったのだというのは、そこということで私の

ほうからもお話しするしかないのかなと思いますし、これからそういった区域外就学について要綱きちっとできていますので、それに従ってそういうケースについては対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 簡単に言うと、あまりこれ予算なので、深くは言えないので、これ一般質問で12月には全部執行部も含めて出しますが、今現時点で簡単に言うと、予定していなかったということは、学校が戻ってくるような予定とか、そういう検討がないということを僕おっしゃっているように思うのです。

それで、義務、3大義務に教育を受けさせる義務とありますね、納税の義務とかそういうの。大人としてはそれがある。それで、子供には教育を受ける権利があるのです。それをちょっと阻害しているのかなというのと、子供のことを考えていないような教育委員会なのかなと。そこら辺は教育長、今後何をするかというのは、これ予算のことなので、ここでしか質問できないので、言いますけれども、就学支援事業をもっと充実させれば、いろんな面でこの予算は逆に言ったら要らないのかなと。焦って考えていないから、浪江一択でそういうふうになっているのかなと僕は思うのですけれども。ということは、この予算を上げたということはこの予算は使うということですね、間違いなく。当初予算ではない補正ですから。補正ということは、何人いるか、私はちゃんとは。ある程度把握しているのは1人です。その子がここに来て、10月からなんなりから来て、ちゃんとそこの学校に行くための予算を取ったのだから、この予算は使うという認識でよろしいでしょうか。

それで、議長、ちょっと1回休議してもらっていいですか。

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時34分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

教育費はほかにありませんか。

（「答えもっていません」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、菅野議員の再質問にお答えいたします。

これは補正予算で上げているので、執行するのかということですので、きちっと執行する形で上げておりますので、するつもりです。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは、大きな責任問題の予算だと思いますので、一応今教育長が執行するという事だったので、補正で上がってきたときには、私は今の答弁を、これは議事録にも残るので、非常にこれ議会の中というのはいずれなので、私も賛成の方向に行きますけれども、万が一の時にはこれすごく大きな問題だと思うのです。教育委員会は、今学校、当町持っていますけれども、そこだけではなくて、いろんなところに就学しているわけです、違う地域に。そういうところまで就学児童生徒を持っている親とかの相談をもうちょっときちっと聞かないと、そんなにあまり評判がよくないとか何か何とか、そこら辺ももうちょっときめ細やかにというのですか、この予算についてもそうですけれども、一択という話は本当に聞いているので、今後もうちょっと相談とか、そういうのもきちっと受けられる体制を取ってください。本当に教育委員会は2つ事務所になってしまったので、なかなかそういうあれも大変なのかもしれないですけれども、そこら辺をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 菅野議員の再々質問ですが、そのように議員のおっしゃるとおり、今までのおとりも含めて、またそれに加えて進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育費はほかはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 18ページです。第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第66号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
- 議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

- 議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第67号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。
第6款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第67号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第68号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第68号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第12、議案第69号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第69号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第13、議案第70号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。
第1款後期高齢者医療保険料。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 第3款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 第4款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 第4款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第70号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第14、議案第71号 令和3年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 第6款法人事業税交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款地方消費税交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款自動車取得税交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第9款環境性能割交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第10款地方特例交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第11款地方交付税。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第12款交通安全対策特別交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第13款分担金及び負担金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第14款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 14ページです。第15款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 18ページです。第16款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 21ページです。第17款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第18款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 24ページです。第20款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第21款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 29ページです。歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 55ページです。第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 66ページです。第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 70ページです。第5款労働費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 75ページです。第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 77ページです。第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 80ページです。第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 83ページです。第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 93ページです。第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 96ページです。第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第71号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第71号は認定することに決定しました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第15、議案第72号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（伊藤哲雄君） 第7款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 10ページ、歳出に入ります。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 13ページです。第3款国民健康保険事業費納付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款財政安定化基金拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第5款保健事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第72号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第72号は認定することに決定しました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第16、議案第73号 令和3年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行きます。

第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第73号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第73号は認定することに決定しました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第17、議案第74号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行きます。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第5款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 7ページです。第2款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第74号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第74号は認定することに決定しました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第18、議案第75号 令和3年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款支払基金交付金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第5款県支出金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款財産収入。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款寄附金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款繰入金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第9款繰越金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第10款諸収入。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 10ページ、歳出に入ります。
第1款総務費。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 14ページです。第3款財政安定化基金拠出金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款地域支援事業費。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 16ページになります。第5款基金積立金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款諸支出金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。
(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第75号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第75号は認定することに決定しました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議案第76号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行きます。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 5 ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第76号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第76号は認定することに決定しました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第20、議案第77号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第77号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第77号は同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第21、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和4年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時25分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 作 本 信 一

署名議員 石 田 翼